

## 【13】螺髻梵志と「法典」に記された林住期・遊行期のバラモンの生活

[0] 前節では仏教の原始聖典と後期聖典に描かれる螺髻梵志がどのような宗教者であったのかを調査した。これらのあり方は、実は「ダルマ・スートラ (dharma sūtra)」(以下「スートラ」という)や「ダルマ・シャーストラ (dharma śāstra)」(以下「シャーストラ」という)など「法典」に描かれるバラモンのアーシュラムの第3の林住期 (vānaprastha)、第4の遊行期 (parivrājaka) <sup>(1)</sup> の生活、特に林住期の生活様式と酷似しており、ここから螺髻梵志とはバラモンが隠棲して林住する姿であると結論することができる。

以下は前節においてまとめた原始仏教聖典に記述された螺髻梵志の生活形態や修行項目について、いくつかの「スートラ」と「シャーストラ」の規定を対応させたものである。整理の項目番号は前節の「まとめ」に付した番号に合わせた。

「スートラ」についてはここでは『ヴァイカーナサ・スマールタ・スートラ (Vaikhānasasmārtasūtra)』と『ガウタマ・ダルマ・スートラ (Gautamadharmasūtra)』を、「シャーストラ」についてはここでは『マヌ法典 (Manusmṛti)』と『ヤージュニャヴァルキヤ法典 (Yājñavalkyaśmṛti)』を用いる。これらを選んだのは単に日本語訳が存するというだけのことで深い意味はない。要するにこの方面での筆者の学識不足を物語るわけであって、以降の論考には初歩的な間違いが大いにありうる。それでも我々の総合研究のためには一定の結論を得ておく必要があり、また管見する所こういう視点で螺髻梵志について論究した論文がないので、勇を鼓してあえて公表することにした。もし間違いがあればぜひご教示願いたい。

またこれらの成立年代についてはさまざまな学説があり、未だ定説のようなものが成立していないようであるので、一般的な見解を採用して、一応「スートラ」の方が「シャーストラ」よりも古く、おおよそ前者は本論文が採用する「原始聖典」に対応し、後者が「後期聖典」に対応すると解しておく。なおこれらの規定を紹介するときには、原則として「スートラ」と「シャーストラ」を分けることとするが、その違いを特に注意する必要がない場合は、併せて紹介する。

なお文献の引用に際しては( )のなかに略号をもって示した。*Vaikh.* は *Vaikhānasasmārtasūtra*、*Gaut.* は *Gautamadharmasūtra*、*Manu.* は *Manusmṛti*、*Yājñ.* は *Yājñavalkyaśmṛti* であって、数字は節番号と偈の番号である。ただし *Vaikhānasasmārtasūtra* は他のように、テキストがきっちりと詩節に分かれていないので、章・節番号で示した。また文章中に「法典名」を出す場合には、*Vaikh.* は『ヴァイカーナサ法経』、*Gaut.* は『ガウタマ法経』、*Manu.* は『マヌ法典』、*Yājñ.* は『ヤージュニャヴァルキヤ法典』とした。

日本語訳は *Vaikhānasasmārtasūtra* は中野義照訳の「ヴァイカーナサ法経和訳」(『密教研究』38、高野山大学密教研究会、昭和5年10月)、*Gautamadharmasūtra* は同じく中野義照訳の「ガウタマ法典」(『密教研究』44、高野山大学密教研究会、昭和7年4月)、*Manusmṛti* は渡瀬信之訳の『マヌ法典』(中公文庫、1991年)、*Yājñavalkyaśmṛti* は井狩弥介・渡瀬信之訳の『ヤージュニャヴァルキヤ法典』(東洋文庫、2002年)を利用していただいた。引用にあたってはもとの文章をそのまま掲げることが原則としているが、判りやすいように若干の修正を施したところがある。しかし原意を改変する修正は行っていない。

大きく修正した部分については注記しておいた。また中野義照氏の和訳については現代仮名遣いに改めた。また翻訳者の異なる日本語訳を使用したため、同じ原語が別の言葉で翻訳されているが、これは原則として修正しなかった。そこで重要な語句には煩を恐れず原語を掲げるようにした。

使用した原テキストは以下に紹介したものであり、それぞれの訳書が使用しているものを利用した。

ed. Umesh Chandra Pandey : *The Gautama-dharma-sutra , with the ‘Mitākṣarā’ Sanskrit Commentary of Haradatta* , 2nd ed. , Choukhambha Sanskrit Sansthan, 1986. – (Kasi Samskrit Series ; 172).

ed. Nārāyaṇ Rām Āchārya “Kāvyaīrtha” : *The Manusmṛti with the Commentary Manvarthamuktāvalī of Kullūka*, Nirṇaya Sāgar Press, Bombay, 1946

ed. J. L. Shastri : *Manusmṛti with the Commentary Manvarthamuktāvalī of Kullūka Bhaṭṭa*, Jawahar Nagar, Delhi, 1983 (Reprint 1990)

ed. T. Gaṇapati Śāstri : *The Yājñavalkyasmṛti, with Commentary Bālakriḍā of Viśvarūpācārya*, Trivandrum Skt. Ser., 1921-22. Reprint (New Delhi: Munsiram Manoharlal, 1982)

しかし ed. W. Caland, *Vaikhānasasmārtasūtra*, Calcutta 1927 についてはそれを入手できなかったため、これについてはこれを定本とした電子テキストを利用させていただいた。この電子テキストは京都大学人文科学研究所がインターネットを通じて公開している『古典インド法典テキストファイル』（共同研究班「古典インドの法と社会」班長・井狩弥介氏）で、このほかの上記「法典」についても大いに利用させていただいた。記してお礼を申し上げます。

- (1) *Vaikh.* と *Gaut.* では第4のアーシュラマは ‘bhikṣu’ と呼ばれる。また *Vaikh.* では以下に紹介するように「遁世者 (samnyāsin)」とも呼ばれている。*Gaut.* では「(住期に) 梵行学生期 (brahmacārin) ・家住期 (gṛhastha) ・比丘期 (bhikṣu) ・ヴァイカーナサ (vaikhānasa) (すなわち林住期の4種あり)。家住期はこれらの胎 (yoni) なり。何となればその他のものは子孫を挙げざればなり」(*Gaut.* 3-2~3) とするように、第3のアーシュラマは ‘vaikhānasa’ と呼ばれる。本論文では「林住期」と「遊行期」を用いることとする。

[1] 「法典」に述べられる林住期・遊行期のあり方は、言うまでもなく原則としてバラモンの生活方法を規定したものである<sup>(1)</sup>。林住期・遊行期の生活様式が螺髻梵志の生活様式に一致するとするならば、螺髻梵志がバラモン階級出身の修行者であった何よりの証左となる。しかし「法典」もバラモン以外の再生族であるクシャトリアがこのアーシュラマに入ることを禁止しているのではない。『ヴァイカーナサ法経』には、

婆羅門族に対しては4種のアーシュラマあり、クシャトリア族に対しては初めの3種、  
ヴァイシャ族に対しては初めの2種なり (brāhmaṇasya-āśramās catvāraḥ  
kṣatriyasya-ādyās trayo vaiśyasya dvāv eva)。( *Vaikh.* 1-1)

とし、クシャトリアのアーシュラマとして学生期・家住期・林住期を上げている。

また以下に紹介する『マヌ法典』の日本語訳で「ブラーフマナ」と訳されている言葉は、林住期、遊行期を通じてほとんどの場合 ‘dvija’ である<sup>(2)</sup>。これは「再生族」を意味する

から、再生族については少なくとも林住期には入ることができたと解釈すべきであろう。後期の原始仏教聖典においてはクシャトリアやヴァイシャの螺髻梵志がいたことを想像させるので、「法典」の言うところに合致する。

- (1) 「ダルマ・スートラ」の中でも『パウダーヤナ・ダルマ・スートラ (*Baudāyanadharmasūtra*)』や『ガウタマ・ダルマ・スートラ』は建て前上は学生期の後、家住期のみが唯一の住期として認められた。しかしその法経中に引用される別の派や『アーパスタンバ・ダルマ・スートラ (*Āpastambadharmasūtra*)』では、学生を終えた後は、家長の道をとるか、それとも3種の禁欲の道をとるかは、対等の選択肢として並べられているとする。3種の禁欲の道とは、学生、林住者、遍歴者である。渡瀬信之著『マヌ法典——ヒンドゥー教世界の原型』(中公新書 1990 pp.039~045)
- (2) *Manu.6-1, 27, 37, 40, 85, 91, 94* は 'dvija' であり、文字通り 'brāhmaṇa' とするのは *Manu.6-30, 38, 51, 70, 97* である。

[2] 螺髻梵志は家族や夫婦で暮らす場合もあり、家との関係も断絶したものではなかったが、しかし「出家」という認識が持たれていた。「法典」には家住期を終えて林住期に入る様子を次のように記している。

[2-1] 『ヴァイカーナサ法経』には

家住者は五火または三火を持ちて妻を伴い (*sa-patnikah*)、家より森林のアーシュラマ (*vana-āśrama*) に行くことを得。 (*Vaikh. 1-6*)

とされているが、

林住者には妻を伴うものと妻を伴わざるものとの2大別あり (*vānaprasthāḥ sapatnikā-apatnikāś ca*)。 (*Vaikh. 1-7*)

ともされる。このうち妻を伴う林住者の林住期への入り方は、

ソーマ祭を執行し子と孫とを見たる家住者は (*gṛhasthaḥ somayājī putraṃ pautraṃ ca dṛṣtvā*) かの子息等を家に自立せしめて剃髪をなし……妻とともに森のアーシュラマに行く (*sārdhaṃ vana-āśramaṃ yāti*)。……家庭祭火に供養をなし (*aupāsanaṃ homaṃ hutvā*) ……。 (*Vaikh. 2-1*)

と定められている。妻を伴わない場合は、

妻を伴わざる者 (*a-patnika*) は比丘 (*bhikṣu*) のごとくに、……妻を子息に委託し、常のごとく火を己中に蔵したる後、樹皮・祭纒 (*upavīta*) 等、乞食器を取りて聖火を伴わず (*an-agnir*)、妻を伴わずして (*a-dāro*) 森に行きて住すべし。 (*Vaikh. 2-5*)

とされる。

妻を伴う林住者もいたわけであるから、したがって女性(妻)としての林住者の心得も規定されている。

髪先端に至れる、あるいは曲がらざる竹の二杖を (*keśānta-āyatam vā-apy avakraṃ vaiṣṇavaṃ* <sup>(1)</sup> *dvi-daṇḍam*) とる。……水瓶 (*kamaṇḍalu*) と土器 (*mṛḍ*) との二器をとり、……森林・山間・閑寂処・河岸に〔前もって〕森のアーシュラマを (*vane-adrau vivikte nadi-tire vana-āśramaṃ*) 作りて、……火炉を (*agni-kuṇḍāni*) 作るべきなり。

(*Vaikh. 2-3*)

しかし第4の遊行期は、

70歳以上の老年に達したとき (saptaty-ūrdhvaṃ vṛddho)、子息なく (an-apatyo) あるいはやもめ (vidhuro) となりしとき、……その時こそ、あるいは妻をその子息に委託して、林住期より遁世期に入ることを得 (vanāt samnyāsaṃ kuryāt)。(Vaikh. 2-6)

袈裟衣を着し、一切を捨離し交接を捨て (maithuna-varjanam)、不偷盜等を行はずべし。伴侶なく火なく住庵なく何ものも蓄積することなく (asahāyo-anagnir aniketano niḥsaṃsayī)、……村外の閑寂処・小庵・神殿あるいは木の根に住すべし (grāmād bahir vivikte maṭhe deva-ālaye vṛkṣamūle vā nivaset)。(Vaikh. 3-6)

とされるから、これには妻を伴うことはない。

[2-2] 「シャーストラ」では、

スナータカ (snātaka) となったブラーフマナは、規則にしたがって以上のように家というアーシュラマに位置した後、心を定め、正しく感官を制御して森に住すべし (vane vaset)。(Manu. 6-1)

家長は、自らに皺と白髪を見つけ、また子供に子供ができたのを見たならば荒れ野 (araṇya) に向かうべし。(Manu. 6-2)

耕作による食物とすべての所持品を放棄し、妻を息子に託すなり、伴うなりして森に出かけるべし (putreṣu bhāryāṃ niḥsipya vanaṃ gacchet saha-eva vā)。(Manu. 6-3)

妻を息子に託して、あるいは彼女を伴って森に入って林住者となり (suta-vinyastapatnikas tayā vā-anugato vane vānaprastho)、性的禁欲を守り、〔シュラウタ〕祭火と家庭祭火 (アウパーサナ) を保持し、忍耐強くあるべし。(Yājñ. 3-45)

とされている。

[2-3] 以上のように遊行期には妻を伴わず一人で入るのであるが(「シャーストラ」には明言されていないが)、林住期には妻を伴うことが許されていたことが判る。しかし Manu. 6-1には「家というアーシュラマに位置した後 (gṛhāśrame sthitvā)」、Manu. 6-3には「すべての所持品を (sarvaṃ paricchadam) 放棄して」、林住期に入るべきことが規定されており、一般的にはこれは「出家」と解釈されうるであろう。遊行期は Manu. 6-38～41には「家から出て遍歴する (pravrajed gṛhāt)」「家を離れる (agārād abhiniṣkrāntaḥ)」とされる。

後に述べるように妻を伴う場合も「性的禁欲を守る (brahmacāri)」べきことが要請されているとはいえ、しかし「妻を伴う」場合があるのは事実であり、「家庭祭火 (aupāsana)」を持って林住するということは<sup>(2)</sup>、男女間の性的関係を厳しく禁止し、「家」「家族」と断絶すべきだとする仏教的な「出家」とは異なるというべきであろう。原始聖典では螺髻梵志が釈尊の弟子になるときは「再出家して」、改めて「梵行を修せよ (caratha brahmacariyaṃ)」と命じられる理由はここにあるものと考えられる。

(1) 電子テキストは 'vaiṣṇava' になっているが、訳の「竹」とは合わない。訳をとるならば原語は 'vaiṇava' とも考えられるが、原典に照らして訳を修正しなければならないかも知れない。

(2) Manu. 6-4でも「家庭祭火に関係する道具を (gṛhyaṃ ca-agniparicchadam) 携えて」とさ

れている。また *Manu.* 6-5 では林住者となっても家長の時と同じ「五大供犠 (*mahāyajña*) を行う」べきことが定められている。「五大供犠」は訳註には、林住生活を特に重んじるタイッティリーヤ派の一支派であるヴァイカーナサ派の考えとされている。

[3] 螺髻梵志は「仙人」とも呼ばれた。「スートラ」にも「シャーストラ」にも「仙人」の用語は見られる。

ヴェーダ研究 (*svādhyāya*) と水供 (*tarpaṇābhya*) とをもって聖仙を祭れ (*ṛsin yajñā*)。 (*Vaikh.* 1-4)

偉大なりシ (*maharṣi*) たちのこれらの所業のいずれかによって肉体を遺棄した後、ブラーフマナは、悲しみと恐怖を離れてブラフマンの世界において繁栄する。 (*Manu.* 6-32)

天神 (*deva*) ・ 祖霊 (*pitṛ*) ・ 人間 (*manuṣya*) ・ 万霊 (*bhūta*) ・ 聖仙 (*ṛṣi*) を恭供すべし (*pūjakaḥ*)。 (*Yājñ.* 3-29)

この他に *Vaikh.* 1-7、3-11、*Gaut.* 5-3、*Manu.* 5-23、6-30 などにも見られる。しかしこれらは苦行的な修行を行う修行者一般を指しているのではない。これは後期原始聖典が螺髻梵志一般を「仙人」と呼ぶ用法とは異なると言わなければならない。

[4] 螺髻梵志たちは髪を伸ばしており、多くは頭の上でぐるぐる巻きにして留めていたので螺髻梵志と呼ばれた。「法典」の林住者は次のように規定されている。

[4-1] 「スートラ」には林住者について、次のような叙述がある。

ヴァーラキルヤ (*vālakhilya*) 林住者とは、頭を結髪し (*jaṭā*)、檻樓樹皮を纏い、……苦行をなす者なり。 (*Vaikh.* 1-7)

林住者は常にヴェーダを読誦し……結髪・毛髪・体毛・爪の生うるに任せて所持し (*jaṭā-śmaśru-roma-nakhāni dhārayan*)、……。 (*Vaikh.* 3-5)

しかし学生期にある者も、

(頭を) 結髪 (*jaṭila*) にし、(下衣として) 樹皮 (*cīra*)、(上衣として) 獣皮 (*ajina*) を纏うべし。1 カ年以上貯蔵せられたるものを食うべからず。 (*Gaut.* 3-34~35)

とされる。また入法式の心得として、

(その頭は) 剃髪するも、結髪にするも、あるいはまた周囲を剃りて頂髻にするもよし (*muṇḍa-jaṭila-śikhājaṭā*) (といわる)。 (*Gaut.* 1-27)

とされている。また

ナイシュティカ (*naiṣṭhika*) 学生とは、赤汁にて染めたる袈裟衣 (*kāṣāya*) と羚羊皮 (*ajina*) または樹皮 (*valkala*) を(上衣として身に) 纏い、その頭を結髪し (*jaṭin*) または頂髻 (*śikhin*) にし、聖帯 (*mekhalin*) ・ 杖 (*daṇḍin*) ・ 祭纓 (*upavīta*) ・ 羚羊皮 (*ajina*) を所持し、梵行に住し (*brahmacārin*)、清浄にして、……。 (*Vaikh.* 1-3)

ともされるが、「ナイシュティカ学生」は終生学生であるから、これは特殊な場合であるかも知れない。

このように、螺髻にしていたのは必ずしも林住期にある修行者だけではなかったようであ

る。学生は「終生阿闍梨に常侍することを得 (*ācāryādhinatvam āntam*)」 (*Gaut.* 3-5) とされ、「ダルマ・シャーストラ」にも生涯を師のもとで過ごす者は「(死後) 直ちにブラフマンの永遠の住処に向かう」 (*Manu.* 2-244, *Yājñ.* 1-50) などとされるように、学生期は林住期の修行者に準じる面があったものと考えられる。

しかし林住期に入るときの作法として、

ソーマ祭を執行し子と孫とを見たる家住者は、かの子息等を家に自立せしめて剃髪をなし (*mauṇḍyam kṛtvā*)、……妻とともに森のアーシュラマに行く (*sārdhaṃ vana-āśramaṃ yāti*)。 (*Vaikh.* 2-1)

とされ、そして遁世者 (*saṃnyāsin*) の入住儀軌においても同様に、

70歳以上の老年に達したとき、子息なくあるいはやもめとなりしとき、……その時こそ、あるいは妻をその子息に委託して、林住期より遁世期に入ることを得。剃髪し (*muṇḍito*)、儀軌にしたがいて沐浴したる後 (*snātvā*) ……。 (*Vaikh.* 2-6)

とされ、剃髪することが定められている。しかし *Vaikh.* 3-5には林住者は髪や体毛や爪を生えるにまかせて所持することが求められているのであるから、これは入期する時だけの作法であったのではなかろうか。

しかし『ガウタマ法経』では遊行期には、

(比丘の頭は) あるいは剃る もあるいは頂髪にするもよし (*muṇḍaḥ śikhī vā*)。 (*Gaut.* 3-22)

とされている。

[4-2] 「シャーストラ」の規定を紹介する。林住期は、

獣皮 (*carman*) あるいは樹皮 (*cira*) をまとうべし。朝夕に沐浴をすべし (*sāyaṃ snāyāt prage*)。常に髪を編み、髭、体毛、爪を伸びるに任せるべし (*jaṭās ca vibhryān nityaṃ śmaśru-loma-nakhāni*)。 (*Manu.* 6-6)

耕作によるものでない〔野生の食物〕によって、祭火・祖霊・神々・賓客・扶養者たちを常に喜ばせるべし。髭・螺髻・体毛は伸びるに任せ、心を平静に保つべし (*śmaśru-jaṭā-loma-bhṛd ātmavān*)。 (*Yājñ.* 3-46) <sup>(1)</sup>

とされ、螺髻にすべきことが定められている。

しかし遊行期のあり方としては、

頭髪・爪・髭を整え (*kṛpta-keśa-nakha-śmaśruḥ*)、鉢と杖と水壺を持ち (*pātri daṇḍī kusumbhavān*)、常に自己制御し、すべての生き物に危害を加えずに遍歴すべし (*Manu.* 6-52)。

とされる。この下線を施した文章は、家住期の定めとしての *Manu.* 4-35にも用いられ、これに相当する『ヤージュニャヴァルキヤ法典』は、

白い服をまとい (*śukla-ambara-dharo*)、頭髪・鬚・爪を短くし (*nīca-keśa-śmaśru-nakhaḥ*)、清浄で (*śuciḥ*) [あるべし]。 (*Yājñ.* 1-130)

とするから、「*kṛpta*」は「*nīca*」の意味であることが知られる。もしそうであれば、遊行期の修行者の髪は「短く」「整えられ」ていたことになる。

また『マヌ法典』には学生期に関して、

〔学生は〕剃髪でも (*muṇḍa*)、弁髪にしても (*jaṭila*)、また髻を結んでも (*śikhā*)

よい。(Manu. 2-219)

とされ<sup>2)</sup>、Manu. 3-151 の和訳では ‘jaṭila’ を「結髪者(すなわち学生)」と訳している。なおここで「鬘を結ぶ」と訳されている言葉は ‘śikhā’ であって、『ガウタマ法経』の和訳では「頂髻」と訳されている。Macdonell は ‘lock or tuft of hair’ と訳をつけている。

‘jaṭā’ が髪を頭の上でぐるぐる巻きにして纏めるのに対して、これはお下げ髪のような髪形と理解しておく。

このように「シャーストラ」では、「螺髻」は林住期の髪形であるとされるが、学生の時期には螺髻でも禿頭でもお下げ髪でもよかった。

「螺髻」はこのほかに、スラー酒を飲んだときの、あるいはバラモンが下位身分の者を殺したときの贖罪としての頭髪の形ともされている。

スラー酒を飲んだ〔罪の〕除去のために、1年間、毛皮を衣服(vālavāsa)とし、弁髪にし(jaṭin)、〔スラー酒を飲んだことを示す酒屋の〕旗を持ち、夜に一度だけ穀粒か油菓子を食べべし。(Manu. 11-93)

故意でなくクシャトリヤを殺したときには、……自己抑制し、弁髪にし(jaṭin)、村から遠く離れて樹下を住居として住み、3年間、ブラーフマナ殺しの誓戒を実行すべし。(Manu. 11-129)

スラー酒を飲む者は、……幼児の服を着て、〔苦行者のように〕頭髪を結び(jaṭin)、ブラーフマナ殺しのヴラタを行うべし。あるいは油菓子または穀粒を、1年間、夜に取るべし。(Yājñ. 3-254)

毛皮を着ること、樹下を住居とすることは、螺髻とともに林住者の生活様式であって、これがスラー酒を飲んだときやバラモンがクシャトリヤを殺したときの罰則になるということは、これらが「苦行」を象徴するからであろう。したがって学生期にも螺髻が許されたのは、学生が林住期のような禁欲の生活をすべき時期であるという認識があったからであると考えられる。

ついでに禿頭についても触れておこう。禿頭については、

偽りの証言を述べる者は、裸にされ、頭を剃られ(muṇḍa)、飢えと渴きに悩まされ、盲人となって、素焼きの土器を手にし施物を求めて敵の家に出かけることになろう。

(Manu. 8-93)

とされ、ブラーフマナ殺しの贖罪として、

剃髪し(kṛta-vāpana)、村のはずれ(grāmānte)、牛小屋(govraje)あるいはアーシュラマ(āśrame)や樹下に(vṛkṣamūle)住み、牛あるいはブラーフマナに善をなすことに喜びを見いだすべし。(Manu. 11-79)

とされ、また

誓戒(すなわち消罪)を行じる場合には剃髪すべきなり(vapanam vratam caret)。(Gaut. 27-3)

とされている。このように「剃髪」することもまた罰則になりうるものとしてイメージされていたことになる。

また次のような文章も見いだされる。

ヴィナーヤカ(vināyaka)によって取りつかれた人の〔次のような〕特徴を知れ。夢

の中で〔自分が〕水の中にすっぽり入ってゆく〔のを見る〕。剃髪した (*muṇḍa*) 人々を見る。また褐色の衣 (*kāṣāya*) を着た人々を〔見る〕。〔自分が〕最下層の人々や驢馬や駱駝と同じ場所にいる〔のを見る〕。( *Yājñ.* 1-268~269)

ヴィナーヤカに取りつかれたら、王子は王権を獲得できないし、娘は夫や子供を得ることができないし、商人は利益を得ない、とされている。だからこれを除去する儀礼をしなければならぬ。したがって禿頭の者を見るのは「不吉」だということになる。「禿頭」は「ストラ」によれば遊行者の頭の形の一つであり、またここに上げられている「袈裟」は後述するように、「ストラ」においては遊行者の衣服である。したがってこれは遊行者がイメージされたものであろう。これも遊行生活が「苦行」と結びつくがゆえであろうと考えられる。

‘*vināyaka*’ は ‘*gaṇapati*’ と同義であって集団のリーダーを意味し、原始仏教聖典では三迦葉も ‘*vināyaka*’ とされている。「ストラ」の時代には必ずしも「不吉」なものではなかったであろう「禿頭」「袈裟」が (*Gaut.* 15-30, p.04 には、一説によれば、禿頭の人等はただ祖霊祭のみに〔招くべからず〕という。同 17-18, p.046 では、〔たとえば〕前に述べたる禿頭の人等の与えたるものを食うべからず、という)、「シャーストラ」の時代には「不吉」なものとなり、それが ‘*vināyaka*’ ‘*gaṇapati*’ を連想させるようになったのは、あるいはそれが仏教的な沙門に直結するようになっていたからかも知れない。それがバラモン教の修行者であったとしても「異端」的なものであったことは確かであろう。

[4-3] 以上のように「ストラ」「シャーストラ」を通じて、林住者は螺髻と定められていた。遊行期にある者については、「ストラ」「シャーストラ」では禿頭ないしはお下げ髪、「シャーストラ」は短髪とされている。原始仏教聖典においては、バラモンの修行者の中に「禿頭」の者がいたことを伝えているが、これに相当するであろう。学生期は自由であったようである。これに対して家住者は頭髪も鬚も爪も「短く整える」べきものとされている。

- (1) 井狩弥介・渡瀬訳には「螺髻」が訳されていないので補った。中野義照訳『ヤージュニャヴァルキヤ法典』(p.102)では「髭・螺髻・毛髪を生えるに任せ、自制すべきである」とする。
- (2) 原始仏教聖典には、以下のような記事がある。「*Assalāyana* という名の青年婆羅門 (*māṇava*) が舎衛城に住んでいた。彼は年若く剃髪し (*vuttasiro*)、年齢は生れて 16 歳であった (*soḷasavassuddesiko jātiyā*)」*MN.*093 ‘*Assalāyana-s.*’ (vol. II p.147)。また、「*Kāpaṭhika* という名の青年婆羅門がいた。彼は年若く剃髪し (*vuttasiro*)、年齢は生れて 16 歳であった」*MN.*095 ‘*Caṅki-s.*’ (vol. II p.168)。ただし、ここで「頭 (*sira*) を剃る (*vutta*)」とはサンスカーラ (浄法) と呼ばれる通過儀礼のうち、16 歳で行う髪 (*keśa*) の端 (*anta*) を剃る ‘*keśānta*’ という一種の成人式を意味するかも知れない。

[5] 螺髻梵志は髪のみばかりでなく、髭や体毛、爪を伸びるにまかせていたとされるが、「ストラ」「シャーストラ」に規定される林住者もそうであったことは、[4-1] に引用した *Vaikh.* 3-5、[4-2] に引用した *Manu.* 6-6、*Yājñ.* 3-46 に明記されている。

家住期にある者は、「ストラ」においては、灌沐者 (家住期にある者) の義務として鬚を伸ばすべからず (*na rūḍhaśmaśrur akasamāt*)。(*Gaut.* 9-7)

とされ、「シャーストラ」でも、スナータカ (灌沐者) の義務として

頭髪、爪、鬚を整え (*klṛpta-keśa-nakha-śmaśruḥ*)、感官を制御し、真っ白の衣服を

着け、清浄を保ち (*dāntaḥ śukla-ambaraḥ śuciḥ*)、……。 (*Manu.* 4-35)

白い服をまとい (*śukla-ambara-dharo*)、頭髪・鬚・爪を短くし (*nīca-keśa-śmaśru-nakhaḥ*)、清浄で (*śuciḥ*) [あるべし]。 (*Yājñ.* 1-130)

と定められている。

遊行期については、*Manu.* 6-52に「頭髪・爪・鬚を整える」べきことが定められていたことは、前項に引用した通りである。

したがって鬚や体毛や爪を長くしていたのは、林住期にある修行者であったことになる。

なお、『マヌ法典』にはグルの寝台を犯す者の贖罪として次のような規定がある。

あるいはまた寝台の脚を携え、樹皮を衣とし (*cīravāsa*)、鬚を伸びるにまかせ (*śmaśrula*)、人気のない森で (*vijane vane*)、1年間、心を集中してプラージャーパティヤ・クリッチュラを行うべし。 (*Manu.* 11-106)

これは前項においても述べたように、鬚を伸びるにまかせ、そして樹皮の衣を着、森に住する林住期の生活のような生活が、罪の罰則のように認識されているわけである。

[6] 螺髻梵志たちは鹿皮の衣を着ていたとされる。

[6-1] 「ストラ」では林住入期の儀軌として、

樹皮 (*valkala*) ・羚羊皮 (*ajina*) あるいは襪褌 (*cīra*) を纏いたる後、聖帯 (*mekhalā*) 等、三祭纓 (*trīṇy upavitāni*)、並びに上衣としての黒色の羚羊皮 (*uttariyaṃ kṛṣṇājinaṃ*) 取る。……。 (*Vaikh.* 2-2)

と定められ、林住者の規定として、

〔頭を〕結髪 (*jaṭila*) にし、〔下衣として〕樹皮 (*cīra*)、〔上衣として〕獣皮 (*ajina*) を纏うべし。1カ年以上貯蔵せられたるものを食うべからず。 (*Gaut.* 3-34~35)

と定められている。

しかし学生期にも鹿皮の衣服を着けていたようである。

入法式の後学生 (*brahmacārin*) は聖帯 (*mekhalā*) ・祭纓 (*upavīta*) ・羚羊皮 (*ajina*) ・杖 (*daṇḍa*) を持つべし。 (*Vaikh.* 1-3)

一切〔の階級の学生〕は〔その上衣として〕黒羚羊斑鹿・山羊の獣皮 (*kṛṣṇa-ruru-basta-ajina*) たるべし。一切〔の階級の学生〕は〔その下衣として〕大麻あるいは亜麻・樹皮・羊毛氈 (*śāṇa-kṣauma-cīra-kutapa*) を〔着るべし〕。しかしてあるいはまた無染の綿衣 (*kārpāsa avikṛta*) を〔凡て用いるもよしという〕。一説には赤褐 (*kāṣāya*) 〔に染めるもよしという〕。〔染める場合には〕婆羅門族のは樹液 (*vārkaṣa*) を以て、他の両族のは茜草または鬱金 (*māñjiṣṭha-hāridra*) をもってすべし。 (*Gaut.* 1-16~21)

また [4-1] に紹介した *Vaikh.* 1-3 でも学生が羚羊皮 (*ajina*) ・袈裟衣 (*kāṣāya*) ・樹皮衣 (*valkala*) を纏うことが言及されている。

ちなみに遊行期の服装は、『ヴァイカーナサ法経』では、

バフーダカ (*bahūdaka*) 比丘とは、三杖 (*tridaṇḍa*) ・水瓶 (*kamaṇḍalu*) ・赤汁に 染めた袈裟衣 (*kāṣāya-dhātu-vastra*) を持し、衣服を纏い、……七家に乞食をなし

て解脱を目的として行じる者なり。(Vaikh. 1-9)

袈裟衣を着し (kāsāya-dhāraṇam)、一切を捨離し交接を捨て (maithuna-varjanam)、不偷盜等を行ずべし。伴侶なく火なく住庵なく何ものも蓄積することなく (asahāyo-anagnir aniketano niḥsaṃsayī)、三杖に袈裟・漉布等を結びつけ (tridaṇḍe kāsāya-appavitra-ādīn yojayitvā) 頸の所にて左手にてこれを持ち (kaṇṭhe vāma-hastena dhārayan)、右手にて乞食器を持ちつつ (dakṣiṇena bhikṣā-pātraṃ gṛhītvā)、一日に一度清浄なる婆羅門族の家に至り、一切神祭の終りに乞食を行ずべし (vaiśvadeva-ante bhikṣāṃ caret)。(Vaikh. 3-6)

とされ、遊行期に入る儀軌として、

70歳以上の老年に達したとき、子息なくあるいはやもめとなりしとき、……その時こそ、あるいは妻をその子息に委託して、林住期より遁世期に入ることを得 (vanāt samnyāsaṃ kuryāt)。剃髪し儀軌にしたがいて沐浴したる後、……午前に (pūrvāhṇe) (1) 三杖 (tri-daṇḍa) ・吊紐 (śikya) ・袈裟衣 (kāsāya) ・水瓶 (kamaṇḍalu) ・漉布 (ap-pavitra) ・土取器 (mṛd-grahaṇī) ・乞食器 (bhikṣā-pātra) を用意し、三重食を食いて (trivṛtaṃ prāśya) 後は断食す (upavāsaṃ kṛtvā)。翌日早朝沐浴し、……。(Vaikh. 2-6)

とされるから、遊行期の服装は赤く染めた「袈裟衣」であったことが判る。Vaikh. 1-3においては「ナイシュティカ学生」の衣服として記されているが、「ナイシュティカ学生」は終生学生として過ごす者である。『ガウタマ法経』では「裸体を蔽うために衣を纏うべきなり (kaupīnāc-chādana-arthe vasso bibhryāt)」(Gaut. 3-18)とされている。

[6-2]「シャーストラ」では、[4-2]に引用した Manu. 6-6 に林住者が獣皮の衣を着るべきことが規定されている。ここでは‘carman’であって‘ajina’と限定されているわけではないが、原始聖典でも必ずしも‘ajina’に限定されていたわけではない。

学生期においても、

学生 (brahmacārin) は、〔身分〕順に、黒羚羊 (kārṣṇa)、斑鹿 (raurava)、雄山羊 (bāsta) の皮〔の上衣〕、また大麻 (śāṇa)、亜麻 (kṣauma)、羊毛 (āvika)〔の下衣〕を着用すべし。(Manu. 2-41)

杖 (daṇḍa)、かもしか皮 (ajina)〔の上衣〕、聖紐 (upavīta) および腰帯 (mekhalā) を携帯すべし。(Yājñ. 1-29)

とされている。

しかし家住期では、

頭髪、爪、鬚を整え (kṛpta-keśa-nakha-śmaśruḥ)、感官を制御し、真っ白の衣服を着け、清浄を保ち (dāntaḥ śukla-ambaraḥ śuciḥ)、……。 (Manu. 4-35)

白い服をまとい (śukla-ambara-dharo)、頭髪・鬚・爪を短くし (nīca-keśa-śmaśru-nakhaḥ)、清浄で (śuciḥ) (あるべし)。(Yājñ. 1-130)

とされている。鹿皮の服を着るのは学生期と林住期ということになる。学生期は梵行を修すべき時期であって、両者ともに俗の生活を捨てて修行に励むという点で共通しているからであろうことは先にも述べた。しかし家住期には白い服を着ていたのである。

遊行期は『マヌ法典』では「ぼろ布 (kucela)」(Manu. 6-44)とされる。

[6-3] 後期の原始仏教聖典では螺髻梵志は赤く染めた樹皮衣を着ていたとする。おそらく「法典」が「赤褐色に染められた袈裟衣」というのは「樹皮衣」をさすのであろう。

*Vaikh.* 1-9 では「赤汁にて染められた袈裟衣 (*kāṣāya-dhātu-vastra*)」と詳述するが、*Macdonell* においては '*kāṣāya*' に '*brownish red, brownred garment*' という訳語が与えられているように、「袈裟衣」は赤かったものと考えられる。

「シャーストラ」では『ヤージュニャヴァルキヤ法典』においては、不死を得る者として師（アーチャーリヤ）に仕え、ヴェーダの内容を正しく理解することなどとともに、「古びた赤褐色の衣をまとおう (*kāṣāya-vāsa*)」ことも数え上げられている (*Yājñ.* 3-157)。しかしヴィナーヤカに取りつかれた者の印として、剃髪をした人々を見る、褐色の衣を着た人々を見るものが上げられることも指摘しておいた (*Yājñ.* 1-269)。

おそらく遊行期にあるバラモン教の修行者も赤く染められた衣を着ていたのであろう。これが「袈裟」と呼ばれるのである。仏教でも「袈裟」という用語は用いられるが、それは必ずしも「赤」ないしは「赤褐色」である必要はない。これについては【14】の [7] に述べる。

(1) 原訳は「午後」とするので訂正した。

[7] 螺髻梵志は樹皮の上衣と下衣を着ていた。

[7-1] 「ストラ」の規定は林住期の服装として、

ヴァーラキルヤ (*vālakhilya*) 林住者とは、頭を結髪し (*jaṭā*)、檻樓樹皮 (*cīra-vaḥkala*) を纏い、……苦行をなす者なり (*tapah kuryāt*)。 (*Vaikh.* 1-7)

妻を伴わざる者 (*a-patnīka*) は比丘 (*bhikṣu*) のごとくに、……妻を子息に委託し、常のごとく火を己中に蔵したる後、樹皮 (*vaḥkala*) ・祭纓 (*upavīta*) 等、乞食器 (*bhikṣā-pātra*) を取りて聖火を伴わず (*an-agnir*)、妻を伴わずして (*a-dāro*) 森に行きて住すべし。 (*Vaikh.* 2-5)

とされ、林住期に入る儀軌として、

ソーマ祭を執行し子と孫とを見たる家住者は、かの子息等を家に自立せしめて剃髪をなし……妻とともに森のアーシュラマに行く。……竹杖 (*veṇu-daṇḍa*) ・祭纓 (*upavīta*) ・水瓶 (*kamaṇḍalu*) ・樹皮 (*vaḥkala*) 等を準備す。 (*Vaikh.* 2-1)

とされている。また前項に引用した *Vaikh.* 2-2、*Gaut.* 3-34~35 にも含まれる。

しかし学生期にある者も樹皮の衣 (*vaḥkala*) を着ていたことは、[4-1] に引用した *Vaikh.* 1-3、[6-1] に引用した *Gaut.* 1-16~21 にも述べられている。

[7-2] 「シャーストラ」では先に紹介した『マヌ法典』の *Manu.* 6-6 に、林住者は獣皮 (*carman*) とともに樹皮 (*cīra*) を纏うべきことが定められている。

また *Manu.* 11-106 にはグルの寝台を犯す者の贖罪として、樹皮の衣を着、鬚を伸びるにまかせ、森に住することが定められていたことはすでに述べた。その根底には「林住期」の苦行的な生活があったであろうこともすでに指摘した。

[7-3] 遊行期の修行者は「袈裟」を着ることは前項において述べた。これはおそらく「樹皮」で作られたもので、赤褐色に染められていたものと考えられる。

[7-4] ついでに「空衣」と「一衣」について触れておく。

ジャイナ教の祖師のマハーヴィーラは裸形の修行者であったことは有名であるが、しかし遊行者の中には裸形であったものがいたことが「法典」の規定によって知られる。

パラマハンサ比丘 (paramahansa) とは、実に樹下 (vṛkṣa-ekamūle) ・空閑 (śūnya) あるいは墓処に住し、著衣 (sa-ambara) あるいは空衣 (dig-ambara) なり。

(Vaikh. 1-9)

すでに見たように、原始仏教聖典には「裸形」のバラモンの修行者が登場する。「裸行」は常に「ニガンタの徒」を指すとはかぎらないということを証明する。

また原始仏教聖典のバラモンの修行者の中には「一衣者」が登場する。これは

林住者は常にヴェーダを読誦し、……食用のために野菜・根・果の清浄処に生じたるものを取り来るべし。穀と財とを集むることなかれ。〔上〕衣を着すべからず (vastram na-āchādayet)。(Vaikh. 3-5)

という規定の中の下線を施した部分にあたるかも知れない。『マヌ法典』には家長期の生活規定として「一衣で食事してはならない (na-annam adyād ekavāsā)」(Manu. 4-45)とされている。この後に裸で沐浴してはならないという文章が続くから、単にはしたくない格好という意味であろうが、裸の修行者がいたのであるから上半身裸の修行者がいても不思議はあるまい。

[8] 螺髻梵志には歯も磨かず、顔も頭も汚いというイメージがあった。しかしこれはいわば「不潔」ということであり、「不潔であるべし」という規定はありえないと思われるのであるが、『ヴァイカーナサ法経』には学生期の避けるべき事項として、温水における沐浴、身体に油を塗ること、香を塗り、華をつけることと並んで「歯を磨くこと (danta-dhāvana)」(Vaikh. 1-2) が挙げられている。『ガウタマ法経』にも学生期の努めとして、日中の睡眠や愛欲・瞋恚・貪欲などと並んで「歯を磨くこと (danta-dhāvana)」(Gaut. 2-13) を避けるべきことが挙げられる。これらは学生期の規定であるが、学生期は林住期や遊行期の生活規定と共通する部分が多く、華美を避け、苦行に類する生活を送ることが要求されているから、林住期や遊行期の修行者にもこういうことが要求されたであろうことは十分に想像されうる。

[9] 螺髻梵志の住む場所は「アーシュラマ (āśrama)」と呼ばれていた。

[9-1] 「ストラ」でも林住期のバラモンの修行者の住処は 'āśrama' と呼ばれている。

家住者は五火または三火を持ちて妻を伴い (sa-patnikah)、家より森林のアーシュラマ (vana-āśrama) に行くことを得。(Vaikh. 1-6)

蘇摩祭を執行し子と孫を見たる家住者は……春期の白月吉祥の宿日に当たりて妻とともに (sārdham) 森のアーシュラマ (vana-āśrama) に行く。(Vaikh. 2-1) (1)

妻の林住者も同じく、

髪の端に至れる、あるいは曲がらざる竹の二杖 (keśānta-āyataṃ vā-apy avakraṃ vaiṣṇavaṃ dvi-daṇḍaṃ) をとる。……水瓶 (kamaṇḍalu) と土器 (mṛḍ) との二器をとり、……森林・山間・閑寂処・河岸に〔前もって〕森のアーシュラマを (vane-adrau vivikte nadi-tīre vanāśramam) 作りて、……火炉 (agni-kuṇḍāni) を作るべきなり。

(*Vaikh.* 2-3)

とされる。

また比丘期の修行者のうち、*kuṭīcaka* 比丘は「アーシュラマにおいて8口にて食いつつ (*āśrameṣv aṣṭau grāsāṃṣ caranto*)、瑜伽道の真諦を知り、解脱のみを目的とする (*yogamārga-tattvajñā mokṣam eva prārthayante*)」(*Vaikh.* 1-9)とされている。

この林住者の住処は、先の引用文の「森のアーシュラマ」という言葉が語るように、「森」にあるのが普通であった。それゆえ第3期は「林住期 (*vāna-prastha*)」と称されるのである。

なお学生期や家住期にある者の住処が「アーシュラマ」と呼ばれる例はない。遊行期はこの住処を有しないで遍歴する。これについては後に述べる。

[9-2] 「シャーストラ」においても、林住者の住処は「アーシュラマ」と呼ばれる。他の住期に住する者の住処が「アーシュラマ」と呼ばれないのは「ストラ」と同じである。

水・根・果実の施物によってアーシュラマ (*āśrama*)を訪れる者を敬うべし。

(*Manu.* 6-7)

またその「アーシュラマ」は森にあった。

スナータカ (*snātaka*) となったブラーフマナは、規則にしたがって以上のように家というアーシュラマに位置した後、心を定め、正しく感官を制御して森に住すべし (*vane vaset*)。(*Manu.* 6-1)

耕作による食物とすべての所持品を放棄し、妻を息子に託すなり、伴うなりして森に出かけるべし (*vanam gacchet*)。(*Manu.* 6-3)

妻を息子に託して、あるいは彼女を伴って森に入って林住者となり (*vane vānaprastho*)、性的禁欲を守り (*brahmacāri*)、〔シュラウタ〕祭火と家庭祭火 (アウパーサナ) を保持し、忍耐強くあるべし。(*Yājñ.* 3-45)

また *Manu.* 6-2、*Manu.* 6-4では「荒れ野 (*araṇya*)」とされている。先の原始聖典の紹介では「阿蘭若」と音写したものに相当する。

おそらく後に述べる林住者の生活様式を考えると、この「森」や「阿蘭若」は町や森の近くにある静かな場所であったであろう。

『マヌ法典』ではブラーフマナ殺しの贖罪として、

剃髪し (*kṛta-vāpana*)、村のはずれ (*grāmānte*)、牛小屋 (*govraje*) あるいはアーシュラマ (*āśrame*) や樹下に住み (*āśrame vṛkṣamūle*)、牛あるいはブラーフマナに善をなすことに喜びを見いだすべし。(*Manu.* 11-79)

とされる。アーシュラマに住することも罰則としてのイメージに属することが判る。

しかし次項に述べるように、原則として第4の遊行期はこのアーシュラマを持たないものと考えられる。

(1) 訳書では「アーシュラマ」を「隠処」と訳している。したがって「隠処に行く」ということになるわけであるが、これは「林住期に入る」という意に翻訳すべきかも知れない。

[10] アーシュラマに住む螺髻梵志の住居は「草庵」と呼称される粗末な草葺きの家であった。また露地に住することも奨励された。「法典」では林住者の住居を「草庵」というよう

な具体的なことばで語る規定はない。しかし露地や樹下に住することは勧められている。

[10-1] 「ストラ」は次のように言う。

林住者は……結髪・毛髪・体毛・爪の生うるに任せて所持し、三時に沐浴し、露地に臥し (*āsayo vanyair*)、……苦行を行はずべし。 (*Vaikh.* 3-5)

また *Vaikh.* 1-8 には妻を伴わない林住者には多くの種類があって、その中に「石上に臥す者 (*pāṣāṇa-sāyino*)」が含まれている。また妻を伴わない者は住居も持たないとされる。

妻を伴わざるものは火なく妻なく (*apatniko-anagnir adāro*)、住処なく (*aniketano*)、樹の根に住み (*vr̥kṣamūle vasan*)、林住期者あるいは家住者に乞食を行い (*vanastha-āsrameṣu gr̥hasthānām gr̥heṣu vā bhikṣām bhikṣitvā*)、……。 (*Vaikh.* 3-5)

もちろん林住期にある修行者よりも、遊行期にある修行者の方が、要求されることは厳しい。

パラマハンサ比丘 (*paramahaṃsa*) とは、実に樹下 (*vr̥kṣa-ekamūle*) ・空閑 (*sūnya*) あるいは墓処に住し、著衣 (*sa-ambara*) あるいは空衣 (*dig-ambara*) なり。 (*Vaikh.* 1-9)

袈裟衣を着し (*kāṣāya-dhāraṇam*)、一切を捨離し交接を捨て (*maithuna-varjanam*)、不偷盜等を行はずべし。伴侶なく火なく住庵なく何ものも蓄積することなく (*asahāyo-anagnir aniketano niḥsaṃsayi*)、……村外の閑寂処・小庵・神殿あるいは木の根に住すべし (*grāmād bahir vivikte maṭhe deva-ālaye vr̥kṣamūle vā nivaset*)。 (*Vaikh.* 3-6)

そして文字通り「遍歴」することが定められている。

ハンサ (*haṃsa*) 比丘とは……村落には1夜 (*grāme ekarātram*)、都邑には5夜 (*nagare pañcarātram*) 住し、それを過ぎては住することなく (*tad-upari na vasanto*)、牛尿・牛糞を食とし、あるいは1ヶ月断食し、……。 (*Vaikh.* 1-9)

(比丘期の生活法として) 四月祭の時を除いては一日以上一処に住すべからず (*cāturmāsād anyatra-ekāhād ūrdhvam ekasmin deśe na vased*)。雨期の秋の4月には一処に住すべし (*varṣāḥ śarac cāturmāsyam ekatra-eva vaset*)。三杖に袈裟・漉布を結びつけ頸の所にて左手にてこれを持ち (*tridaṇḍe kāṣāya-appavitra-ādīn yojayitvā kaṇṭhe vāma-hastena dhārayan*)、右手にて乞食器を持ちつつ (*dakṣiṇena bhikṣā-pātram gr̥hitvā*)、一日に一度清浄なる婆羅門族の家に至り、一切神祭の終りに乞食を行はずべし (*vaiśvadeva-ante bhikṣām caret*)。 (*Vaikh.* 3-6)

[比丘は] 正季の外は第2夜を同一聚落に住すべからず (*na dvitīyām apar̥tu rātriṃ grāme vaset*)。 (*Gaut.* 3-21)

しかし

雨季においては一所住を戒とすべし (*dhruvaśilo varṣāsu*)。 (*Gaut.* 3-13)

として雨期には一所に住すべきことも定められている。

[10-2] 「シャーストラ」の規定を紹介する。林住者は

日中は地面を横転しながら過ごすべし。あるいは爪先立ちし、あるいは交互に立ち坐りして過ごすべし (*bhūmau viparivarteta tiṣṭhed vā prapadair dinam*)。そして三度

のサヴァナ（日昇時、正午、日没時）に〔沐浴のために〕水〔辺〕に出かけるべし（*Manu.* 6-22）。

夏は五火の苦行を行い、雨期には露天を宿とし（*varṣāv abhra-avakāśikah*）、冬には濡れた衣服を身に着け、徐々に苦行を増大させるべし（*Manu.* 6-23）。

〔3つの〕シュラウタ祭火を規則にしたがって自己の中に設置した後、火と住居を持たず、沈黙を守り、根と果実のみを食すべし。喜びをもたらす事柄に気を払わず、純潔を守り、地面を寝床として宿に執着せず（*dharā-āsāyaḥ śaraṇeśv amamaś ca*）、樹下を住処とすべし（*vṛkṣamūla-niketanaḥ*）。（*Manu.* 6-25～26）

夜には清浄にして地面で眠るべし（*śucir bhūmau svaped rātrau*）。昼は爪先歩きをして過ごすべし。あるいは立ったり坐ったりを繰り返して、あるいはヨーガを反復して。（*Yājñ.* 3-51）

夏には5火の中に立つべし。雨期には露地に寝るべし（*varṣāsu sthaṇḍile śayah*）。冬には濡れた衣をまとうべし。あるいは最善を尽くして苦行を行うべし。（*Yājñ.* 3-52）

あるいは諸祭火を自己の内に収めて、樹下を住処とし（*vṛkṣa-āvāsi*）、食事を節して、林住者の家々のみをまわって、生きるに足るだけの乞食を行うべし。（*Yājñ.* 3-54）とされる。このように地面に寝ることが奨励されるのであるから、その住居は草屋以上のものではなかったであろう。

また住居も持たないとされることがあるのも「スートラ」と同じである。先の *Manu.* 6-25 に、

〔3つの〕シュラウタ祭火を規則にしたがって自己の中に設置した後、火と住居を持たず（*anagnir aniketah*）、沈黙を守り、根と果実のみを食すべし。

という定めが含まれている。このように住居を持たない林住者は「妻を伴わない林住者」に相応するのかも知れない。

遊行期にある修行者は

火も家も持つてはならない（*anagnir aniketah*）。村にすぎるのは食べ物であるべし。無関心で、動揺せず、沈黙を守り、完全な精神集中を図るべし。（*Manu.* 6-43）

〔施物を受けるための〕壊れた土器、樹下、ぼろ布（*kapālaṃ vṛkṣamūlāni kucelam*）、同伴者を持たないこと、一切に対する平等——これが解脱者の特相である。（*Manu.* 6-44）

というように、火も一定の住処を持つことも禁じられる。

このような樹下の生活が罪を犯した者の罰則的な意味合いを持つことはすでに紹介した。

[11] 原始聖典では螺髻梵志が集団で生活する場合もあったように描いている。

[11-1] しかし「スートラ」からはそのような林住者の生活は想像されにくい。あるいは林住者がアーシュラマに住するという事は、修行に適した宗教的聖地に数人ないしは数十人が集まって生活することを意味するかもしれない。しかしこの集団も組織化された集団ではなく、原則としては一人ひとりが独立していたものと考えられる。

三迦葉とその弟子たちが集団的な生活をしていたとされるウルヴェーラーは二つの川が合流する地点で、しかもインドでは珍しい白砂の砂地という特異な場所であり、宗教的聖地と

されるにふさわしい土地である<sup>(1)</sup>。そこに500人、あるいは尼蓮禪河の下流のガヤー近辺も含めて1000人もの修行者が集まっていたというのは、いわゆる「白髪三千丈」的な説話的数字であって、実際は50とか100がせいぜいのところであろう。

[11-2] 『ヤージュニャヴァルキヤ法典』(Yājñ. 1-267~289)には集団的生活を行う者と見られる‘vināyaka’や‘gaṇapati’が毛嫌いされていたことはすでに注意した。‘vināyaka’や‘gaṇapati’は「集団のリーダー」を表し、三迦葉もそう呼ばれている。『ヤージュニャヴァルキヤ法典』の‘vināyaka’‘gaṇapati’は「(世間の)行為の妨げと成就のために(karma-vighna-siddhy-artham)、〔それぞれ〕ルドラによって、またブラフマーによって、ガナたちの支配に任命された(viniyojitah gaṇānām ādhipatye ca rudreṇa brahmaṇā tathā)」(Yājñ. 1-267)とされるが、筆者にはこれがどのような者であったのかはわからない。しかし異端的なもので、禿頭・袈裟・最下層の人々などが連想される者であるから、あるいは「シャーストラ」の時代にはサンガの生活をする仏教の比丘などがイメージされたのかもしれない。

[11-3] もちろん遊行者の生活法は、

同伴者を持たず、成就を求めて常に一人で行動すべし(eka-eva caren nityaṃ siddhyartham asahāyavān)。 (Manu. 6-42)

とされ、前項に紹介したManu. 6-44では「同伴者を持たないこと(asahāyatā)」が求められている。

「法典」においては、この第4期に住する再生族の修行者は‘parivrājaka’ (Manu. 6-41)、‘bhikṣu’ (Vaikh. 1-1、9、2-7、Gaut. 3-2、11、Manu. 6-55、56)、‘saṃnyāsin’ (Vaikh. 2-6、3-8)、‘yati’ (Manu. 6-55、87、Yājñ. 3-60)と呼ばれるあり方であり、これは仏教を初めとする沙門教の修行者の呼称と一致する。したがって呼称上は第4のアーシュラマが沙門教の修行者と重なることになる。

しかし後のサンガの生活はこの第4のアーシュラマの生活とは一致しない。乞食・樹下坐・糞掃衣・陳棄薬という「四依法」の生活はまさしく第4のアーシュラマの生活であるが、サンガが形成されてからは、必ずしもこれが厳密に守られるということはなくなったと考えられる。

単なる想像であるが、釈尊がウルヴェーラーで6年間の苦行を行ったのは、アーシュラマにおける林住者としてであったし、鹿野苑の仙人墮処で5比丘やヤサなどが生活したのもアーシュラマでの林住者としての生活であった。しかし「1つの道を2人して行くな」<sup>(2)</sup>と弟子たちを布教に出したときには、遊行期に入るような感覚であったのかも知れない。そしてご自身も「遊行者」として一人でウルヴェーラーに還られたが、次節に述べるように、三迦葉たちはおそらくアーシュラマで集団的に暮らしていたのであり、彼らと一緒にしたことによって、また林住者のような生活に戻られた。しかしこれは最初の林住者生活ではなく、ある意味での止揚がなされていたであろう。それが林住期と遊行期を併せたような仏教的なサンガの生活になったものと思われる。

(1) ‘uru’は「広大な」、‘velā’は「砂地」を意味し、‘uruvelā’は「広大な砂地の場所」という意味を持つ。菩提樹のところから尼蓮禪河を渡った現在スジャーター村と呼ばれているところで、ここは意味通り砂漠のような砂地の土地である。ヒンドウスタン平野の仏蹟に

はこういう土質の土地はない。

- (2) *Vinaya* 「受戒捷度」 (vol. I p.021) ; 「比丘らよ、遊行せよ。……1つの道を2人して行くなかれ。……法を説け、梵行を顕示せよ (caratha bhikkhave……mā ekena dve agamittha……desetha dhammaṃ……brahmacariyaṃ pakāsetha)」。同様に、*DN.014* ‘Mahāpadāna-s.’ (vol. II p.048)、*SN.004-001-005* (vol. I p.105)。『四分律』「受戒捷度」(大正22 p.793上) ; 「勿二人共行」。『五分律』「受戒法」(大正22 p.108上) ; 「各各分部遊行世間」。『根本有部律』「破僧事」(大正24 p.130上) ; 「汝等各可隨詣諸方、為諸衆生作大利益、且令汝等各各而不用同行」

[12] 螺髻梵志は果実や木の根、特に自然に落ちたものを食して生活することを尊んだ。法典には次のような規定が見られる。

[12-1] 「ストラ」の記述を紹介する。林住者については、

(林住者は妻を伴う者と伴わない者とに分かれ、伴う者は四種に分かれる。そのうちの一つである) アウドゥンバラ (audumbara) 林住者とは、不耕地に生じたる果物 (akrṣṭa-phala) または野草 (oṣadhi) を食し、あるいは根果 (mūla-phala) を食して生活し……、苦行に専心する者なり。( *Vaikh.* 1-7)

(林住者の生活法と義務として) 村落よりの食物を捨て (grāmya-aśanaṃ tyaktvā)、林の野草 (vanya-oṣadhī)、果物 (phala)、根 (mūla)、あるいは野菜 (śāka) の常食 (nitya-aśana) ……。( *Vaikh.* 2-4)

根・果物・野菜 (pattra)、あるいは花 (puṣpa)、時々において熟したものの (tat-tat-kālena pakvaiḥ)、自ら落ちたものを以て生命を支えつつ (svayam eva samśīrṇaiḥ prāṇaṃ pravartayaṃ) ……。( *Vaikh.* 2-5)

林住者は……食用のために野菜 (śāka)・根 (mūla)・果 (phala) の清浄処に生じたるもの (śucau jātāni) を取り来るべし。穀と財とを集むることなかれ。……耕作地に生じたる球根・根・果物・野菜等を避くべし (sīra-kṛṣṭa-jātāni kanda-mūla-phala-śāka-ādīni ca tyajan)。 ( *Vaikh.* 3-5)

林住者は森林に住し、根 (mūla) 果 (phala) を食して (生命を支え)、苦行を戒とすべし (tapahśīlaḥ)。 ( *Gaut.* 3-26)

野生のもののみを食うべし (agrāmyabhojī)。 ( *Gaut.* 3-28)

耕地に踏み入るべからず (na phālakṛṣṭam adhiṭṣṭhet)。 ( *Gaut.* 3-32)

とされる。

また、『ヴァイカーナサ法経』( *Vaikh.* 1-8) には、妻を伴わずに林住者となる者には多くの種類があって、その中に「落ち穂を食う者 (uñcha-vṛttikāḥ)」が上げられている。食物は根や果実のみではないわけである。

なお遊行者に対する規定としては

自然に落ちたるものにあらざれば、草花樹木の支分を受用すべからず (na-aviprayuktam oṣadhi-vanaspatīnam aṅgaṃ upādādita)。 ( *Gaut.* 3-20)

というものがある。また第4のアーシュラマは「比丘」とも呼ばれるように、食物は乞食によって得ることを原則とした。

バフダカ比丘とは、……七家に乞食をなして (bhāikṣaṃ kṛtvā)、解脱を目的とし

て行ずるものなり。(Vaikh. 1-9)

パラマハンサ比丘とは、……一切の階級に乞食行をなす (sarva-varṇeṣu bhaikṣa-ācaraṇaṃ kurvanti)。(Vaikh. 1-9)

とされる通りである。

しかし「乞食」は「比丘期」に行われるだけではなく、学生期にも林住期にも行われた。ただ家住期には行われなかったようである。参考のために学生期の規定のみを紹介しておく。

乞食をなして (bhaikṣa-ācaraṇaṃ) 師の許可を得たる後、乞得食を食うべし。(Vaikh. 1-2)

ブラフマン学生とは、家住者の家に乞食を行じ (grheṣu bhaikṣa-ācaraṇaṃ) ……。(Vaikh. 1-3)

〔日々〕聖火に薪を〔供え〕、乞食を行じ (bhaikṣa-caraṇe)、真実を語り……。(Gaut. 2-8)

一切の階級の人に乞食をなすべし (sārva-varṇika-bhaikṣya-caraṇaṃ)。(Gaut. 2-35)

また消罪法としても行われた。

12年間、乞食のためののみ村落に入る (bhaikṣāya grāmaṃ praviśet)。(Gaut. 22-4)

[12-2] 「シャーストラ」の記述を紹介する。林住者の規定には、

種々の清浄な牟尼の食べ物あるいは野菜、根、果実を用い (śāka-mūla-phalena)、規則にしたがって〔家長の時と〕同じ五大供犠 (mahāyajña) を行うべし。(Manu. 6-5)

彼の食べ物の中から最善を尽くしてバリと施物を与えるべし。水、根、果実 (ap-mūla-phala) の施物によって庵を訪れる者を敬うべし。(Manu. 6-7)

陸上および水中に生じる野菜 (sthalaja-audakaśākāni)、あるいは花、根、果実 (puṣpa-mūla-phalāni)、また清浄な樹木に生えるものや果実油を食すべし (medhyavṛkṣa-udbhāny adyāt snehāṃś ca phala-saṃbhavān)。(Manu. 6-13)

耕作によって得られる食べ物は誰かが捨てたものでも食してはならない。また〔飢えに〕苦しむときでも、村に生える根や果実を食してはならない (na grāmajātāny ārto 'pi mūlāni ca phalāni ca)。(Manu. 6-16)

火で料理したものを食するなり、あるいはヴァイカーナサの考えにしたがって、常に、時がたって熟して自然に落ちた花、根、果実のみで生活すべし (puṣpa-mūla-phalair vāpi kevalair vartayet sadā kālapakvaiḥ svayaṃ śīrṇair vaikhānasamate sthitah)。(Manu. 6-21)

〔3つの〕シュラウタ祭火を規則にしたがって自己の中に設置した後、火と住居を持たず、沈黙を守り、根と果実のみを食すべし (mūla-phala-aśanaḥ)。(Manu. 6-25)

耕作によるものでない〔野生の食物〕によって (aphāla-krṣṭena)、祭火・祖霊・神々・賓客・扶養者たちを常に喜ばせるべし。(Yājñ. 3-46)

というものがある。また『マヌ法典』には、

火で料理したものを食するなり、あるいは時がたって熟したものを食する (syāt

kālapakvabhuj eva) なりすべし。あるいはまた石ですりつぶすなり、歯を白代わりに用いてもよい。(Manu. 6-17)

とも規定されている。これは *Jātaka* 532 ‘Sona-Nanda-j.’ (vol.V p.312) の、

菩薩は富裕なバラモンの息子として生まれた。彼は両親と弟と一緒に出家して、アーシュラマ (assama) を作って住んだ。2人の息子は両親に孝養を尽くし、草庵 (paṅṅasāla) を掃除したり、森からおいしい樹果 (madhuraphala) を取ってきたり、螺髻を清浄にしたり (jaṭā sodhenti) した。しかし弟は未熟な果実や半熟の果実 (apakkaduppakkāni phalāphalāni) を取ってきて両親に食べさすので、それでは健康に悪いと自分はおいしいよく熟した果実 (madhurāni supakkāni) を差し上げた。

という話と関連するかもしれない。

遊行者の食物についての特別の規程はない。しかし食を得る方法は、

一日に一度乞食に歩くべし (ekakālaṃ cared bhaikṣam)。(Manu. 6-55)

とされるように、乞食が原則であったと考えられる。

乞食は林住期にも行われた。

林住者の家々のみを回って、生きるに足るだけの乞食 (bhaikṣa) を行うべし。

(*Yājñ.* 3-54)

学生期にも行われたのは「スートラ」と同じである。

入門式を終えたドヴィジャは、帰家式 (サマーヴァルタナ) まで祭火を燃やすこと、乞食 (bhaikṣacarya)、地面に寝ること、師のためになることを行うべし。(Manu. 2-108)

(生活規定ニヤマとして) 毎日乞食に出るべし (bhaikṣam ca-ahar-ahaś caret)。

(Manu. 2-182)

消罪法としても行われた。

ブラーフマナ殺しは、自らを清めるために森に小屋を建て、死者の頭蓋骨を標識とし、乞食による施物 (bhaikṣa) を食して12年間住むべし。(Manu. 11-73)

[12-3] 原始聖典による螺髻梵志の生活をまとめたときに、根や果実以外のものを食してはならないというような「禁忌があったとは考えられない」と書いた。確かに野菜や花も含まれているが、これは「根」「果実」の範疇に属すると考えてよいであろう。しかし「落ち穂」は「穀物」であり、Manu. 6-13のいう「果実油」や、Manu. 6-20には「煮た大麦粥 (yavāgūṃ kvathitāṃ)」が食されるべきことが記されている。これはその範疇外と考えてよいであろう。

また「法典」の規定そのものの性質も考えるべきであろう。今まで論じてきたこと全てに当てはまるのであるが、そもそも「法典」の定めが実定法的なものではなく、せいぜい「倫理」であって、あるべき生活態度という程度に考えるべきものとすれば、それは必ずしも当時の林住者や遊行者の生活の実態を語るものではないことになる。いやそれ以上に、「法典」の記す事項は望まれるべき生活規範にはこのような考え方、伝承もありますよという程度のものであったと考えることもできる。それは同じ「法典文献」に互いに矛盾する記述が少なくないことから知られる。したがってこれは仏教の「律蔵」のように罰則があって、強制的に従わしめるようなものではないことを留意しておくべきであろう。

[13] 螺髻梵志は断食や節食を行っていた。法典には林住者の規定として次のようなものがある。「スートラ」「シャーストラ」を併せて紹介する。林住期については、

林住期に入住した牟尼は (vanāśramī munih)、沐浴 (snāna)・清浄 (śauca)・ヴェーダ読誦 (svādhyāya)・苦行 (tapo)・布施 (dāna)・祭祀 (ijyā)・断食 (upavāsa)・肉欲制御 (upasthanigraha)・誓戒行 (vrata)・沈黙 (maunāni) の 10 ニヤマ行 (niyamān daśa)、真実 (satya)・温和 (ānṛśamsya)・正直 (ārjava)・忍耐 (kṣamā)・自制 (dama)・友愛 (prīti)・愉楽 (prasāda)・柔軟 (mārdava)・不殺害 (ahimsā)・蜜慈 (madhuryāṇi) の 10 ヤマ行 (yama) を行はずべし。(Vaikh. 2-4)

最善を尽くして食べ物を集め、夜かあるいは昼 (のいずれか) に食すべし。あるいは [3度の食事を断食し] 4度目ごとに食べるか、8度目ごとに食べるべし。(Manu. 6-19)

白い半月と黒い半月において、チャンドラーヤナ<sup>(1)</sup>の規定にしたがって生活すべし。半月の境目(新月日と満月日)に、煮た大麦粥を一度食すべし。(Manu. 6-20)

あるいは森に住みながら、村から 8口分の食べ物 (aṣṭau grāsān) を手の平のくぼみあるいは容器の破片に受け取り、[森に] 持ち帰って食してもよい。(Manu. 6-28)

あるいは心を集中し、水と空気を食し、身体の倒れるまで、東北を目指して直進すべし。(Manu. 6-31)

あるいは諸祭火を自己の内に収めて、樹下を住処とし、食事を節して (mita-aśanaḥ)、林住者の家々のみをまわって、生きるに足るだけの乞食を行うべし。(Yājñ. 3-54)

あるいは村から 8口分の食べ物をもってきて、言葉を慎んで食すべし。あるいは風を食し、肉体が消滅するまで東北に歩むべし。(Yājñ. 3-55)

とされる。

また遊行期の規定として、

(ハンサ比丘とは) 村落には 1 夜、都邑には 5 夜住し、それを過ぎては住することなく、牛尿・牛糞を食とし (gomūtra-gomaya-āhāriṇo)、あるいは 1 ヶ月断食し (māsa-upavāsino)、……。 (Vaikh. 1-9)

乞食 (bhaikṣa) するにあたっては、あれこれ心を散動させることなく、夕方 (sāya) にひっそりと目立たないようにして、乞食の者たちが村落からいなくなってからにするがよい。生きるに足るだけを求め、貪欲であってはならない。(Yājñ. 3-59)

というような規定が関連するであろう。

(1) 黒の半月の間、(食事の量を) 1口ずつ減らし、白い半月の間は(1口ずつ) 増やし、1日 3回(朝、正午、夕に) 沐浴する。これはチャンドラーヤナと言われている。(11-217)

[14] 螺髻梵志の修行は「苦行」と称される部類に属した。法典でも林住者の修行は「苦行」と表現されている。「苦行」という言葉が出る規定のみを紹介する。

[14-1] 「スートラ」には、

(林住者は妻を伴う者と伴わない者とに分かれ、伴う者は4種に分かれる。その中の

一つである) アウドゥンバラ (audumbara) 林住者とは、不耕地に生じたる果物 (akṛṣṭa-phala) または野草 (oṣadhi) を食し、あるいは根果 (mūla-phala) を食いて生活し……苦行に専心する者なり (tapah samācarati)。ヴァーラキルヤ (vālakhilya) 林住者とは、頭を結髪し (jaṭā) 檻樓樹皮 (cīra-vaikāla) を纏い、……苦行をなす者なり (tapah kuryāt)。 (*Vaikh.* 1-7)

(林住者の生活法と義務として) 妻を伴わざる者 (a-patnīka) は比丘 (bhikṣu) のごとくに、……妻を伴わずして森に行きて住すべし。諸々の苦行においてシュラマナはその根底なり (tapasām śramaṇam etan mūlam)。 (*Vaikh.* 2-5)

林住者は常にヴェーダを誦し、……苦行を行はずべし (tapah samācarati)。 (*Vaikh.* 3-5)

林住者は森林に住し、根 (mūla) 果 (phala) を食して〔生命を支え〕、苦行を戒とすべし (tapahśīlah)。 (*Gaut.* 3-26)

という規定がある。また林住者の生活法と義務として求められる 10 ニヤマ行 (niyamān daśa) のなかに苦行 (tapo) が含まれる。 (*Vaikh.* 2-4)

[14-2] 「シャーストラ」には、林住者について

夏は五火の苦行 (pañca-tapās) を行い、雨期には露天を宿とし、冬には濡れた衣服を身に着け、徐々に苦行を増大させるべし (vardhayams tapah)。 (*Manu.* 6-23)

三度のサヴァナに沐浴し、祖霊および神々に水を献じるべし。より厳しい苦行を行い、自己の肉体をやつれさせるべし (tapasā caramś ca ugrataram śoṣayed deham ātmanah)。 (*Manu.* 6-24)

〔森で〕苦行中のブラーフマナ (tāpaseṣv eva vipreṣu) あるいは森に住む他のブラーフマナ家長から、生きるに足る程度の施物を受けるべし。 (*Manu.* 6-27)

〔それらは〕学問と苦行の増大 (vidyā-tapo-vivṛddhyartham) および肉体の浄めのためにリシ、ブラーフマナおよび家長によって励行された (*Manu.* 6-30)。

夏には五火の中に立つべし。雨期には露地に寝るべし。冬には濡れた衣をまとうべし。あるいは最善を尽くして苦行を行うべし (tapasā caret)。 (*Yājñ.* 3-52)

という規定があり、遊行者についても、

不殺生、感官〔の対象〕への未執着、ヴェーダに規定される行為、および厳しい苦行の実行によって (tapasā caraṇaiś ca-ugraiḥ)、この世においてかのももの境地 (ブラフマンとの合一) を獲得する。 (*Manu.* 6-75)

というものがある。ただしこの苦行は

規則に従い、ヴィヤーフリティおよびオームを唱えながら三度なされる制息は、ブラーフマナにとっての最高の苦行 (paramam tapah) であると知るべし。 (*Manu.* 6-70) という意味も含むということ考慮しておくべきであろう。

[15] 螺髻梵志たちは日常的に火を祀る供犠を行っていた。

[15-1] 「スートラ」には次のような規定がある。『ヴァイカーナサ法経』には林住者のアーシュラマには火炬 (agni-kunḍa) を作るべきことが規定され (*Vaikh.* 2-1、3)、作るべき火壇 (agni-vedi) の構造が規定されている (*Vaikh.* 1-6)。ただし妻なく林住する者は、

火なく森に行くべしとされている (*Vaikh.* 1-6)。

[15-2] 「シャーストラ」には次のようなものがある。

アグニホートラ祭火、および家庭祭火に関する道具を携えて (*agnihotram samādāya gr̥hyam ca-agni-paricchadam*)、村から荒れ野に向かい、感官を制御して住むべし。

(*Manu.* 6-4)

規則に従い、三祭火を用いてアグニホートラを献供すべし (*vaitānikaṃ ca juhuyād aghnihotram*)。また新月・満月祭を適時に行うことを怠ってはならない。(*Manu.* 6-9)

妻を息子に託して、あるいは彼女を伴って森に入って林住者となり、性的禁欲を守り、(シュラウタ) 祭火と家庭祭火 (アウパーサナ) を保持し (*sa-agnih sa-aupāsanaḥ*)、忍耐強くあるべし。(*Yājñ.* 3-45)

耕作によるものでない〔野生の食物〕によって、祭火 (*agni*) ・祖霊・神々・賓客・扶養者たちを常に喜ばせるべし。(*Yājñ.* 3-46)

齒を白とし、時が熟成させたものを食べ、あるいは石ですりつぶして食べる。果実油を用いてシュラウタ祭式 (*śrauta*) <sup>(1)</sup>、スマールタ祭式 (*smārta*) <sup>(2)</sup>、その他の祭式を行うべし。(*Yājñ.* 3-49)

ヴェーダを学び終え、聖句の低唱 (ジャパ) を実行し、息子をもうけ、食物の布施をなし、祭火を保持 (*agnimān*) し、最善を尽くして供犠をなしてきた者は、解脱に向けて心を傾注すべし。これらの諸条件を満たさないものは許されない。(*Yājñ.* 3-57)

とする。そしてこの火が「家庭祭火 (*gr̥hya agni, aupāsana*)」とされるところも注目すべきであろう。次のように家庭祭火を祀るのは基本的には家長の努めであるから、彼らは形式的には出家の形をとっても、実質的には、少なくとも精神的には「家」を出ていない、ということを表すであろう。

結婚に際して燃やした火で、家長は、規定にしたがって、家庭祭、五大供犠および毎日の料理を行うべし (*vaivāhike' gnau kurvīta gr̥hyam karma yathāvidhi pañcayajñavidhānaṃ ca pakṣiṃ ca-anvāhikīṃ gr̥hī*)。(*Manu.* 3-67)

家長は、結婚式に際して設置された〔家庭〕祭式あるいは相続に伴って〔家に〕運ばれてきた〔祭火〕において日々スムリティに規定された〔家庭祭式〕を行うべし (*karma smārtam vivāha-agnau kurvīta pratyaham gr̥hī dāya-kāla-āhr̥te*)。(*Yājñ.* 1-96)

(1) シュルティに規定され、三祭火を用いる祭式

(2) 祭火による小規模な家庭祭式

[16] 螺髻梵志たちは日常的に沐浴を行った。これに関する「法典」の規定には次のようなものがある。

[16-1] 林住期に関する「スートラ」の規則。

林住期に入住した牟尼は (*vanāśramī munih*)、沐浴 (*snāna*) ・清浄 (*śauca*) ・ヴェーダ読誦 (*svādhyāya*) ・苦行 (*tapo*) ・布施 (*dāna*) ・祭祀 (*ijyā*) ・断食 (*upavāsa*) ・肉欲制御 (*upasthanigraha*) ・誓戒行 (*vrata*) ・沈黙 (*maunāni*) の 10 ニヤマ行 (*niyamān daśa*) を行はずべし。(*Vaikh.* 2-4)

林住者は結髪・毛髪・体毛・爪の生うるに任せて所持し (*jaṭā-śmaśru-roma-nakhāni dhārayaṃs*)、三時に沐浴し (*trikāla-snāyī dharā*) 露地に臥し (*āsayo vanyair*)、…  
…苦行を行はずべし (*tapah samācarati*)。 (*Vaikh.* 3-5)

[16-2] これも林住期に関する「シャーストラ」の規則である。

獣皮あるいは樹皮をまとうべし。朝夕に沐浴をすべし (*sāyam snāyāt prage*)。常に髪を編み、髭、体毛、爪を伸びるに任せるべし。 (*Manu.* 6-6)

日中は地面を横転しながら過ごすべし。あるいは爪先立ちし、あるいは交互に立ち坐りして過ごすべし。そして三度のサヴァナ (日昇時、正午、日没時) に〔沐浴のために〕水〔辺〕に出かけるべし (*savaneṣu-upayann apah*)。 (*Manu.* 6-22)

三度のサヴァナに沐浴し (*upasprśaṃs triṣavaṇam*)、祖霊および神々に水を献じるべし。より厳しい苦行を行い、自己の肉体をやつれさせるべし (*Manu.* 6-24)。

気づかずに昼夜生き物を殺している。遍歴者はその清めのために沐浴をして (*snātvā viśuddhyartham*) 制息を6度行うべし。 (*Manu.* 6-69)

自ら抑制し、三度のサヴァナ (朝・正午・夕) に沐浴し (*triṣavaṇa-snāyī*)、贈り物を受け取ることをやめ、ヴェーダを独詠し、与えることを常とし、すべての生き物の利益となることを喜ぶ。 (*Yājñ.* 3-48)

[17] 原始聖典では螺髻梵志たちは、日にちを決めて行う大規模な供犠も行った。この時には犠牲獣が供されるということもあったものと考えられる。しかし「法典」にはそうした供犠の規定はない。確かに供犠の規定は存するが、それは日常的なものであって、しかも犠牲を捧げるようなものではなかったと思われる。

[17-1] しかし「スートラ」には林住期あるいは遊行期にある修行者が‘yajña’を行うべきだという規定は見いだせない。全てが学生期ないしは家住期にある者の義務として語られている。ただ林住期に入住した牟尼 (*vanāśramī munih*) の行うべき10ニヤマ行 (*niyamān daśa*) のなかに祭祀 (*ijyā*) が見いだされるのみである。 (*Vaikh.* 2-4)

犠牲については、次のように一切の生きものに慈愍平等忍辱清浄であるべきだとされているから、そのような祀りが行われたものとは考えられない。

林住者は……一切の生物に対して慈愍平等忍辱清浄にして (*sarvabhūteṣu dayāluḥ samaḥ kṣāntaḥ śucir*) ……、耕作地に生じたる球根・根・果物・野菜等を避くべし。 (*Vaikh.* 3-5)

[17-2] 「シャーストラ」には次のようにたくさんの規定がある。

種々の清浄な牟尼の食べ物あるいは野菜、根、果実を用い、規則にしたがって〔家長の時と〕同じ五大供犠を行うべし (*mahāyajñān nirvaped vidhipūrvakam*)。 (*Manu.* 6-5)

規則にしたがってヴェーダを学び、定められた生き方(ダルマ)にしたがって息子をもうけ、最善を尽くして供犠によって供犠 (*yajña*) を行った後に (*iṣṭvā ca śaktito yajñair*)、心を解脱に向けるべし。 (*Manu.* 6-36)

ヴェーダを学ばず、息子を作らず、供犠によって供犠を行わずに (*aniṣtvā ca-eva yajñaiś ca*) 解脱を望むブラーフマナは地界に赴く。 (*Manu.* 6-37)

プラジャーパティーンに対して、全財産を報酬（ダクシナー）として供犠を行い（*prājāpatyaṃ nirupya-iṣṭim sarvavedasa-dakṣiṇām*）、自己の中に祭火を設置した後、ブラーフマナは家から出て遍歴すべし（*pravrajed gṛhāt*）。（*Manu.* 6-38）

供犠（*adhiyajñam*）に関するヴェーダ、神々に関する、アートマンに関する、およびウパニシャッド（ヴェーダーンタ）において語られる〔ヴェーダ〕を絶えず低唱すべし。（*Manu.* 6-83）

森からであれ、家からであれ、プラジャーパティ神に対して、全財産を報酬（ダクシナー）とする供犠をなし（*kṛtvā-iṣṭim sarvavedasa-dakṣiṇām*）、その終わりに、自己の中に〔3つの〕祭火を移行した後、……。 （*Yājñ.* 3-56）

これらの文章からも解る通り、これらは家住期において行うべき努めとして書かれているようであるが、林住期の努めの節の中の文章であるので、その後のアーシュラムでも行われたものと解釈した。

しかし犠牲獣を捧げるような供犠の規定ではないようである。むしろ、*Manu.* 6-8には「すべての生き物に憐れみを持つべし（*sarva-bhūta-anukampakaḥ*）」とされ、*Yājñ.* 3-48には「全ての生き物の利益になることを喜ぶ」（*sarva-sattva-hite rataḥ*）とされる。また遊行者に対する規定には、

生き物に僅かな恐怖をも生ぜしめないブラーフマナには（*aṇu-api bhūtānāṃ dvijāna-utpadyate bhayam*）、肉体から解放された後、何ものに対する恐怖もない」（*Manu.* 6-40）

視線によって清められた足を置くべし（目の前をよく見て生き物がいないことを確かめて足を地面に置く）。布によって清められた〔布で漉した〕水を飲むべし。（*Manu.* 6-46）

全ての生き物に危害を与えずに（*sarvabhūtāny a-piḍayan*）遍歴すべし。（*Manu.* 6-52）

生き物に危害を加えないことによって（*ahiṃsayā bhūtānām*）不死にふさわしくなる。（*Manu.* 6-60）

生き物を守るために、夜も昼もまた身体がつらいときも常に地面を見て歩くべし。（*Manu.* 6-68）

気づかずに昼夜生き物を殺している（*ahnā rātryā ca yāñ jantūn hinasty ajñānato*）。遍歴者はその清めのために沐浴をして制息を6度行うべし。（*Manu.* 6-69）

不殺生（*ahiṃsayā*）……および激しい苦行の実行によって、この世においてかのものの境地（ブラーフマンとの合一）を獲得する。（*Manu.* 6-75）

あらゆる生物を慈しみ（*sarva-bhūta-hitāḥ*）、……。 （*Yājñ.* 3-58）

というようなものが見られる。

しかし家住期においては、犠牲を伴う供犠が行われた。

動物はスヴァヤンブー自らによって供犠のために創造された（*yajñārthaṃ paśavaḥ sṛṣṭāḥ svayam eva svayaṃbhuvā*）。供犠はこの一切の繁栄のために〔創造された〕。

それゆえに、供犠における殺害は殺害ではない（*yajñasya bhūtyai sarvasya tasmād yajñe vadho 'vadhaḥ*）。（*Manu.* 5-39）

マドゥバルカ、供犠 (yajña)、祖霊および神々への祭儀 (pitṛ-daivata-karmaṇi)  
— これらの場合においてのみ動物を殺してよい、他の場合はならず、とマヌは言った  
(madhuparke ca yajñe ca atra-eva paśavo hiṃsya na-anyatra-ity abravīn manuḥ)。  
(*Manu.* 5-41)

規定に基づかないで動物を殺す者は、行い悪しきものとして恐ろしい地獄で動物の毛  
の数と同じだけの日数を過ごさなければならない。(Yājñ. 1-179)

[18] 螺髻梵志たちは修行として、蹲踞や立ったままで坐らないとか棘に臥すことも行っ  
た。

[18-1] これに関連すると思われる「スートラ」の規定には次のようなものがある。『ガ  
ウタマ法経』には「三種のクリッチュラ苦行」として、「速疾に清められんと欲する者は日  
中は立ち、夜間は坐すべし (tiṣṭhed ahani rātrāu-āsita)」(*Gaut.* 26-6) とされている。  
しかしこれは家住期に住する者の消罪法であると考えられる。

『ヴァイカーナサ法経』 (*Vaikh.* 1-8) には、妻を伴わずに林住者となる者には多くの種  
類があって、その中に「常に上杖を持せる者 (uddaṇḍa-saṃvṛttā)」「落ち穂を食う者」  
「鴿の生活をする者 (kapota-vṛttikā)」「石上に臥す者」「水中にもぐる者  
(abhyavagāhina)」とともに、「1脚にて立てる者 (eka-pāda-sthitāḥ)」が上げられて  
いる。

しかし原始聖典の記述そのままの修行法ではない。

[18-2] 「シャーストラ」には、

日中は地面を横転しながら過ごすべし。あるいは爪先立ちし (prapadair)、あるい  
は交互に立ち坐りして過ごすべし (sthāna-āsanābhyām viharet)。そして三度のサヴァ  
ナ (日昇時、正午、日没時) に〔沐浴のために〕水〔辺〕に出かけるべし (*Manu.*  
6-22)。

夜には清浄にして地面で眠るべし。昼は爪先歩きをして過ごすべし (divasaṃ  
prapadair nayet)。あるいは立ったり坐ったりを繰り返して (sthāna-āsana-vihārair  
vā)、あるいはヨーガを反復して。(Yājñ. 3-51)

というような規定がある。これも原始聖典の記述に当たるかどうかは判らない。

[19] 螺髻梵志たちは、泥や灰 (1) を身体に塗り、塵垢にまみれるというようなことも行っ  
た。原始聖典の記述は結果的にそうなったというのではなく、清めのために身体に泥や灰を  
塗り、塵垢にまみれたのであろう。しかし「法典」にはこのような規定は見いだせない。あ  
るいは [10] に記したように、地面に横転して暮らすということから、結果的に泥にまみれ  
ることになったのかもしれない。

(1) 原実「灰」(『哲学論文集』1968.3 東京大学文学部) にシヴァ神やシヴァ教徒なかんづく  
Pāśupata 派に身体全体に灰を塗る習慣のあることが詳しく紹介され、その所以が考察されて  
いる。

[20] 螺髻梵志たちはヴェーダや真言を誦した。これはバラモン教の修行者なら当然であっ

て、今更その必要はあるまいとも思われるが、管見に触れた「法典」の規定を紹介しておく。

[20-1] 「スートラ」の規定には次のようなものがある。林住者については、

林住者は常にヴェーダを讀誦し (*vānaprastho nitya-svādhyāyī*)、…… (*Vaikh.* 3-5)  
 またしばしば紹介する『ヴァイカーナサ法経』 (*Vaikh.* 2-4) の10勸戒行 (*niyama*) には「ヴェーダ讀誦 (*svādhyāya*)」が含まれている。

[20-2] 「シャーストラ」の規定には次のようなものがある。林住者については、

ヴェーダの独詠に日々専念し (*svādhyāye nityayuktaḥ*)、忍耐強く、友好的で、心が統一されており、常に与える者であって、受け取るものでなく、すべての生き物に憐れみを持つべし。 (*Manu.* 6-8)

森に住むブラーフマナは、以上のおよびその他の生活規則を励行すべし。また自己の成就のために、ウパニシャッドに含まれる種々の聖句 (シュルティ) [の勉学に励むべし] (*vividhās ca-aupaniṣadīr ātmasamsiddhaye śrutīḥ*)。 (*Manu.* 6-29)

規則に従い、ヴィヤーフリティおよびオームを唱えながら (*vyāhṛti-praṇavair yukṭā*) 三度なされる制息は、ブラーフマナにとっての最高の苦行であると知るべし。 (*Manu.* 6-70)

供犠に関するヴェーダ、神々に関する、アートマンに関する、およびウパニシャッド (ヴェーダーンタ) において語られる (*ādhyātmikaṃ ca satataṃ vedāntābhīhitaṃ ca yat*) (ヴェーダ) を絶えず低唱すべし (*japed*)。 (*Manu.* 6-83)

自ら抑制し、三度のサヴァナ (朝・正午・夕) に沐浴し、贈り物を受け取ることをやめ、ヴェーダを独詠し (*svādhyāyavān*)、与えることを常とし、……。 (*Yājñ.* 3-48)

ヴェーダを学び終え、聖句の低唱 (ジャパ) を実行し (*japa-kṛt*)、息子をもうけ、食物の布施をなし、祭火を保持し、最善を尽くして供犠をなしてきた者は、解脱に向けて心を傾注すべし。これらの諸条件を満たさないものは許されない。 (*Yājñ.* 3-57)

という規定が見いだされる。

遊行者については、

規則にしたがってヴェーダを学び (*adhitya vidhivadvedān*)、定められた生き方 (ダルマ) にしたがって息子をもうけ、最善を尽くして供犠によって供犠を行った後に、心を解脱に向けるべし。 (*Manu.* 6-36)

ヴェーダを学び終え (*adhīta-vedo*)、聖句の低唱 (ジャパ) を実行し (*japa-kṛt*)、息子をもうけ (*putravān*) …… [これらを実行してきた者でなければ、遊行期に入ることとは] 許されない (*na-anyathā*)。 (*Yājñ.* 3-57)

とされるから、遊行者は全ての義務を卒業したものと考えられていたのかも知れない。しかし、

供犠に関するヴェーダ、神々に関する [ヴェーダ]、アートマンに関する [ヴェーダ] およびウパニシャッド (ヴェーダーンタ) において語られる [ヴェーダ] を絶えず低唱すべし (*japed*)。 (*Manu.* 6-83)

とされるから、ヴェーダや真言を誦すことは終生なされたであろう。

[21] 螺髻梵志たちは持ち物として水瓶 (*kamaṇḍalu*) を持っていた。

[21-1] 「ストラ」には次のような規定がある。林住者としては、

(林住入期の儀軌として) ソーマ祭を執行し子と孫とを見たる家住者は……妻とともに森のアーシュラマに行く。……竹杖 (*veṇu-daṇḍa*) ・祭纓 (*upavīta*) ・水瓶 (*kamaṇḍalu*) ・樹皮 (*valkala*) 等を準備す。 (*Vaikh.* 2-1)

(妻の林住者は) 髪 of 端に至れる、あるいは曲がらざる竹の二杖をとる。……水瓶 (*kamaṇḍalu*) と土器 (*mṛḍ*) との二器をとり……。 (*Vaikh.* 2-3)

遊行者としては、

バフダカ (*bahūdaka*) 比丘とは、三杖 (*tridaṇḍa*) ・水瓶 (*kamaṇḍalu*) ・赤汁にて染めた袈裟衣 (*kāśāya-dhātu-vastra*) を持し、衣服を纏い、……七家に乞食をなし、解脱を目的として行じる者なり。 (*Vaikh.* 1-9)

(遁世者の入住儀軌として) 70 歳以上の老年に達したとき (*saptaty-ūrdhvaṃ vṛddho*)、……午前に (*pūrvāhṇe*) 三杖 (*tri-daṇḍa*) ・吊紐 (*śikya*) ・袈裟衣 (*kāśāya*) ・水瓶 (*kamaṇḍalu*) ・漉布 (*ap-pavitra*) ・土取器 (*mṛd-grahaṇī*) ・乞食器 (*bhikṣā-pātra*) を用意し、三重食を食いて (*trivṛtaṃ prāśya*) 後は断食す (*upavāsaṃ kṛtvā*)。 (*Vaikh.* 2-6)

という規定の中に見られる。

[21-2] 「シャーストラ」には、遊行者の規定として

頭髮・爪・鬚を整え、鉢と杖と水壺を持ち (*pātridaṇḍī kusumbhavān*)、常に自己制御し、すべての生き物に危害を加えずに遍歴すべし (*Manu.* 6-52)。

あらゆる生物を慈しみ、平静を保ち、三杖を携え、水壺を携帯し (*sa-kamaṇḍaluḥ*)、一人を楽しみ、遊行し、乞食のために村落に立ち寄るべし。 (*Yājñ.* 3-58)

というものがあり、またスナータカ (学生修了に際しての沐浴を終えた者) の生き方を定めた規定のなかに

竹の杖 (*vaiṇavī yaṣṭi*)、水を入れた壺 (*kamaṇḍalu*)、祭儀紐、クシャ草の束、きらきら輝く金の耳飾り 1 対を身につけるべし。 (*Manu.* 4-36)

金飾りをつけ、祭紐を帯び、〔竹〕杖を持ち、水壺 (*kamaṇḍalu*) を携帯すべし。神〔像〕・土〔塚〕・牝牛・ブラーフマナ・〔聖樹〕には右回りの礼をとるべし。 (*Yājñ.* 1-132)

と定められており、『マヌ法典』には家長の生き方として、頭髮・爪・鬚を整え、竹の杖と水を入れた壺を身に付けるとする。 (*Manu.* 4-35,36)

[21-3] 以上によると、水瓶を持っていたのは修行者としての螺髻梵志のみでなく、バラモン文化の中にある者の通常の携帯品であったのかも知れない。

[22] 螺髻梵志たちは水瓶のほかに事火具や鉢を持っていて、これを天秤棒に前後にぶら下げて運んだ。

『マヌ法典』には林住者として、

アグニホートラ祭火、および家庭祭火に関する道具を携えて (*agnihotraṃ samādāya gṛhyaṃ ca-agni-parichadam*)、村から荒れ野に向かい、感官を制御して住むべし。 (*Manu.* 6-4)

遊行者として、

家を離れ、十分な清めの道具（パヴィトラ）を所持し（pavitra-upacito）、沈黙を守り、迫る快樂に無関心となって遍歴すべし。（*Manu.* 6-41）

という規定がある。*Manu.* 6-52、*Manu.* 6-53、*Manu.* 6-54、*Yājñ.* 3-60には持つべき鉢や食器が規定されている。ただしここからはこれらを「天秤棒」で持ち運びしたのかどうかは解らない。原始聖典において「天秤棒」と訳したのは‘khārikāja’という語であるが、「法典」の電子テキストからは‘khārikāja’はもちろん、‘khāri’も‘khāra’も‘kāja’も検索できない。むしろ原始仏教聖典はその実態を伝えたものであろうか。

[23] 螺髻梵志は杖も持っていた。その杖は「曲がった杖」とか「三杖」と呼ばれることもある。「法典」の杖に関する規定には次のようなものがある。

[23-1] 「スートラ」の林住者に対する規定には、

妻を伴わずに林住者となる者には多くの種類があって、その中に「常に上杖を持せる者（uddaṇḍa-saṃvṛttā）」が上げられている。（*Vaikh.* 1-8）

（林住入期の儀軌として）ソーマ祭を執行し子と孫とを見たる家住者は、かの子息等を家に自立せしめて剃髪をなし（mauṇḍyaṃ kṛtvā）、……竹杖（veṇu-daṇḍa）・祭纓（upavīta）・水瓶・樹皮等を準備す。（*Vaikh.* 2-1）

（妻の林住者は）髪の端に至れる、あるいは曲がらざる竹の二杖（keśānta-āyatam vā-apy avakraṃ vaiṣṇavaṃ dvi-daṇḍam）をとる。……水瓶（kamaṇḍalu）と土器（mṛd）との二器をとり、……（*Vaikh.* 2-3）

（遁世者の入住儀軌として）70歳以上の老年に達したとき（saptaty-ūrdhvaṃ vṛddho）、……午前（pūrvāhṇe）三杖（tri-daṇḍa）・吊紐（śikya）・袈裟衣・水瓶・漉布（ap-pavitra）・土取器（mṛd-grahaṇi）・乞食器を用意し……。 （*Vaikh.* 2-6）

また遊行期の者に対しては、

バフーダカ（bahūdaka）比丘とは、三杖（tridaṇḍa）・水瓶（kamaṇḍalu）・赤汁にて染めた袈裟衣（kāśāya-dhātu-vastra）を持し、衣服を纏い、……七家に乞食をなし解脱を目的として行じる者なり。（*Vaikh.* 1-9）

（比丘期法の生活として）三杖に袈裟・漉布を結びつけ頸の所にて左手にてこれを持ち（tridaṇḍe kāśāya-appavitra-ādīn yojayitvā kaṇṭhe vāma-hastena dhārayan）、右手にて乞食器を持ちつつ（dakṣiṇena bhikṣā-pātraṃ gṛhītvā）、一日に一度清浄なる婆羅門族の家に至り、一切神祭の終りに乞食を行はずべし（vaiśvadeva-ante bhikṣāṃ caret）。（*Vaikh.* 3-6）

とする。

しかし学生期にも杖を持つべきことが定められている。

入法式の後学生（brahmacārin）は聖帯（mekhalā）・祭纓（upavīta）・羚羊皮（ajina）・杖（daṇḍa）を持つべし。（*Vaikh.* 1-2）

ナイシュティカ（naiṣṭhika 終生）学生とは、赤汁にて染めたる袈裟衣（kāśāya）と羚羊皮（ajina）または樹皮（valkala）を〔上衣として身に〕纏い、その頭を結髪し（jaṭin）または頂髻にし（śikhin）、聖帯（mekhalin）・杖（daṇḍin）・祭纓

(upavīta)・羚羊皮 (ajina) を所持し、梵行に住し (brahmacārin)、清浄にして、…  
…。 (Vaikh. 1-2)

婆羅門族の〔学生の携えるべき〕杖はビルヴァ木 (bailva) またはパラージャ木 (pālāśa) 製たるべく、残りの〔両族の〕はアシュヴァッタ木 (āśvattha) またはピール木 (pailava) 製たるべし。……〔杖はすべて〕損傷せられざるもの、祭柱 (yūpa) のごとく〔その頭〕曲がりたるもの (vakra)、樹皮を有するものたるべし。その長さは〔階級に準じて携帯者の〕頭頂・前額・鼻端に達するものたるべし (Gaut. 1-21~26)

[23-2] 「シャーストラ」には遊行者に対して、

頭髪・爪・髭を整え、鉢と杖 (danda) と水壺を持ち、常に自己制御し、すべての生き物に危害を加えずに遍歴すべし (Manu. 6-52)。

あらゆる生物を慈しみ、平静を保ち、三杖を携え (tri-dandī)、水壺を携帯し、一人を楽しみ、遊行し、乞食のために村落に立ち寄るべし。 (Yājñ. 3-58)

という規定が見られる。

また学生期の持ち物として杖に言及され、

ブラーフマナはビルヴァ樹 (bailva) あるいはパラージャ樹〔の杖〕 (pālāśa)、クシャトリヤはヴァタ樹 (vāṭa) あるいはカディラ樹〔の杖〕 (khādīra)、ヴァイシャはピール樹 (pailava) あるいはウドンバラ樹 (audumbara) の杖 (danda) にふさわしい。 (Manu. 2-45)

杖 (danda)、かもしか皮 (ajina) 〔の上衣〕、聖紐 (upavīta) および腰帯 (mekhalā) を携帯すべし。 (Yājñ. 1-29)

とされる。

『マヌ法典』には家長もまた、竹の杖と水を入れた壺を身に付けるとする (Manu. 4-35,36)。『ヤージュナヴァルキヤ法典』(1-132) も同じである。

『マヌ法典』や『ヤージュニャヴァルキヤ法典』には、林住りに杖を持つことの規定は見いだせないが、上述のような状況からして、持っていなかったとはいえないであろう。

[23-3] 以上から林住者や遊行者の持つ杖は「三杖」と呼ばれるものであることが判る。仏教聖典の中に見られる「三杖」という用語はこれであったわけである。

またこの杖の長さは Vaikh. 2-3 に「髪端に至れる」、Gaut. 1-21~26 には「頭頂・前額・鼻端に達する」とされる。大体身長と同じくらいの長さの杖であるから、ステッキのような短いものではない。

その材料は林住期や遊行期の修行者が持つものは「竹」で作られたものであったようであるが、学生期には階級によって木が異なったようである。

[24] 螺髻梵志たちは進んで他の宗教者を供養した。

[24-1] 「スートラ」には林住者に対して次のように規定されている。

(林住者は妻を伴う者と伴わない者とに分かれ、伴う者は4種に分かれる。その一つである) アウドンバラ (audumbara) 林住者とは、不耕地に生じたる果物 (akṛṣṭa-phala) または野草 (oṣadhi) を食し、あるいは根果 (mūla-phala) を食いて

生活し、……、天神 (deva) ・ 聖仙 (ṛṣi) ・ 祖霊 (pitṛ) ・ 人間 (manuṣya) ・ 来林者 (vana-caro) を供養し (pūjī) ……。 (Vaikh. 1-7)

また Vaikh. 2-4 に規定される林住期に入住した牟尼の 10 ニヤマ行 (niyamān daśa) のなかに布施 (dāna) がある。Vaikh. 3-5 には、妻を伴わない林住者は「林住者あるいは家住者に乞食」すべきことが期されている。

[24-2] 『マヌ法典』には、林住期にある者たちが他の修行者に供養すべきとして、次のように定められている。

彼の食べ物の中から最善を尽くしてバリと施物を与えるべし (yad-bhakṣaḥ syād tato dadyād balim bhikṣām ca śaktitaḥ)。水、根、果実の施物によって庵を訪れる者を敬うべし。 (Manu. 6-7)

ヴェーダの独詠に日々専念し、忍耐強く、友好的で、心が統一されており、常に与える者であって、受け取る者でなく (dātā nityam anādātā)、すべての生き物に憐れみを持つべし。 (Manu. 6-8)

また Yājñ. 3-54 には林住者が林住者の家々にのみ (vānaprastha-grheṣv eva) 乞食することが記されている。

[24-3] 彼らは出家であるから、他に布施する能力はないように思えるけれども、次の規定に見られるように、他に供養することができる環境にあったらしいことが知られる。

〔森で〕苦行中のブラーフマナ (tāpaseṣv eva vipreṣu) あるいは森に住む他のブラーフマナ家長から (grhamedhiṣu ca-anyeṣu dvijeṣu vanavāsiṣu)、生きるに足る程度の施物を受けるべし。 (Manu. 6-27)

それは家督を譲った息子の保護下にあったことを意味する。

いっさいの行為を〔ヴェーダに〕委託して行為によってもたらされる罪を除去し、〔感官を〕制御し、ヴェーダを復唱し、息子の保護のもとで安らかに暮らすべし (putraiśvarye sukham vaset)。 (Manu. 6-95)

しかし遊行期にある者に対する規定はない。彼らはそのような状況にはなかったのであろう。

[25] 螺髻梵志らは欲を肯定していたともされるが、それは家族や夫婦でも許される出家で、必ずしも「梵行」が絶対的に要求される形のものではなかったが故の偏見であろう。「法典」には清らかな生活を保つべきことが定められている。

[25-1] 「スートラ」の規定を紹介する。『ヴァイカーナサ法経』 (Vaikh. 2-4) では、林住期に入住した牟尼 (vanāśramī muniḥ) としての 10 ニヤマ行 (niyamān daśa) のなかに、肉欲制御 (upasthanigraha) (1) が含まれる。また林住者の生活法と義務として、

善戒者は善戒の妻と床を分かちて臥すべし (suvrataḥ suvratāḥ patnīm vinā-ekah śayita)。 (Vaikh. 2-5)

と定められている。

またこれは遊行者の義務であるが、

袈裟衣を着し (kāsāya-dhāraṇam)、一切を捨離し交接を捨て (maithuna-varjanam)、不偷盗等を行はずべし。 (Vaikh. 3-6)

比丘は精液を超越すべし (ūrdhva-retas)。(Gaut. 3-12)  
とされ、

比丘は貯蓄をなすべからず (anicaya)。(Gaut. 3-11)  
として貯蓄も禁止されている。しかし林住者は

〔頭を〕結髪にし (jaṭila)、〔下衣として〕樹皮 (cīra)、〔上衣として〕獣皮 (ajina) を纏うべし。1カ年以上貯蔵せられたるものを食うべからず (na-atisaṃvatsaram bhuñjita)。(Gaut. 3-34~35)

とされるから、1年以内の食物の貯蓄は許されていたのかも知れない。

[25-2] 「シャーストラ」の規定を紹介する。林住者に対しては、

妻を息子に託して、あるいは彼女を伴って森に入って林住者となり、性的禁欲を守り (brahmacāri)、〔シュラウタ〕祭火と家庭祭火 (アウパーサナ) を保持し、忍耐強くあるべし。(Yājñ. 3-45)

とされている。その他、禁欲的な生活をすべきことは規則の全体に言えることである。

スナータカ (snātaka) となったブラーフマナは、規則にしたがって以上のように家というアーシュラマに位置した後、心を定め、正しく感官を制御して (niyata yathāvad-vijita-indriyaḥ) 森に住すべし。(Manu. 6-1)

アグニホートラ祭火、および家庭祭火に関する道具を携えて、村から荒れ野に向かい、感官を制御して住むべし (nivasen niyata-indriyaḥ)。(Manu. 6-4)

遊行者に対しては、

〔一日に〕一度乞食に歩くべし。量の多いことに執着してはならない。なぜならば施物に執着する遍歴者は感官の対象にも執着する (viṣayeṣu sajjati) からである (Manu. 6-55)。

不殺生、感官〔の対象〕への未執着 (indriya-asāṅgair)、ヴェーダに規定される行為、および厳しい苦行の実行によって、この世においてかのものの境地 (ブラフマンとの合一) を獲得する。(Manu. 6-75)

認識能力のあらゆる諸機能を完全に抑制し、欲望と憎悪を捨て (rāga-dveṣau prahāya)、生き物たちに恐怖を与えることを捨て去るとき、ドヴィジャは不死となる。(Yājñ. 3-61)

真実を語ること、盗みをしないこと、怒らないこと、謙譲であること、清浄であること、叡知あること、堅忍不拔であること、自己抑制されていること (damaḥ)、感官が統御されていること (saṃyata-indriyatā)、学識があること、これらは普遍のダルマであるといわれている。(Yājñ. 3-66)

とされている。

しかし「スートラ」にもあったように、林住者については食物の貯蔵は1年以内なら許されていたようである。

1日、1ヶ月、6ヶ月、あるいは1年間はものを蓄えてもよい (ahno māsasya ṣaṅṅām vā tathā saṃvatsarasya vā arthasya nicayaṃ kuryāt)。(〔しかし〕アーシュヴァユジャ月 (9月から10月の雨期) には蓄えたものを捨てるべし。(Yājñ. 3-47)

[25-3] 以上のように遊行期の生活をする者たちはもちろん、林住者についても「法典」

を見るかぎりにおいては十分に禁欲的であって、厳しいものを要求されていた。それは彼らの生活が「苦行」と把握され、「罰」にも等しい厳しいものであったことを考えれば当然である。しかし仏教側から見ると、修行者が夫婦帯同するという事実そのものが、あるいは食物の貯蔵を許す事実そのものが、欲を肯定するよう見えたのかもしれない。だからといって原始仏教聖典が螺髻梵志は欲を肯定していたと伝えているならば、これは誤解というべきであろう。仏教のように「戒律」によって、夫婦が共に出家生活をするのができないようなシステムを作らなかつただけと思われる。

[25-4] しかし一方では林住者が家と断絶していないのは、彼らが家庭祭火を守るべきことが要求されていることに象徴的に示されている。林住者が家庭祭火を守るべきことは、*Vaikh.* 1-7、*Manu.* 6-4、*Yājñ.* 3-45 に定められている。

(1) ‘upasthanigraha’ は ‘control of the sexual passion’ と意味がつけられている。

[26] 螺髻梵志たちは天文地理や算数あるいは植物学的な知識を有する者として尊敬されていた。「法典」にはこれに関する特別の規程はないけれども、バラモンの努めとしてはヴェーダ学習があり、その中には天文学 (jyotis) や測量学 (śulbasūtra) など含まれるのであるから、林住期や遊行期を過ごすバラモンたちなら、なおさらこうした知識を有していたことであろう。特に遊行者はそれを修得し終わった者とされる。一般の学生期の規定であるが、

ブラーフマナの間での年長は知識に基づく (*viprāṇāṃ jñānato jyaiṣṭhyam*)。クシャトリアの場合は武勇、ヴァイシャの場合は穀物や財産、シュードラの場合は年齢に基づく。 (*Manu.* 2-155)

というのも、そうしたことが前提になっているものと考えられる。

[27] 螺髻梵志の中で高德のものは、「阿羅漢」とか「牟尼」「阿闍梨」と呼ばれた。阿羅漢の用例は『マヌ法典』にも『ヤージュニャヴァルキヤ法典』にも見いだされないが、例えば ‘muni’ は、

林住期に入住した牟尼は (*vanāśramī muniḥ*) 10 ニヤマ行 (*niyamān daśa*) ・ 10 ヤマ行 (*yama*) を行はずべし。 (*Vaikh.* 2-4)

などのように用いられる。その他、*Manu.* 1-58、59、3-257、6-5、11、15 や *Yājñ.* 1-2、3-337 などに見いだされる。

‘ācārya’ も『ヴァイカーナサ法経』には家長の食物等を供養するべきものとして、比丘 (*bhikṣu*) ・ 賓客 (*athiti*) ・ ヴェーダ学者 (*vedavida*) ・ 学バラモン (*śrotriya*) ・ 父方の伯父 (*pitṛvyā*) などに並んで阿闍梨 (*ācārya*) が数えられている。その他用例は *Manu.* 2-109、140、145、*Yājñ.* 1-33、49、109 など枚挙にいとまがない。これらは釈尊時代のインドの各種の宗教界において共通して使われた、いわば普通名詞であったであろう。ただ ‘ācārya’ が弟子と師匠の現実的な関係の上のみで使用されるなら、彼らはすでに引退しているわけであるからそれには当たらない。しかし尊称としては使用されていたであろう。

‘arhat’ は沙門系の宗教で使われた用語であろうことは【11】の [2] に述べた。

[28] 螺髻梵志は業の思想をもっていたとされる。釈尊当時の宗教者達が業の思想を有し

ていたことは十分に推測されるところであるが、「業」の思想を直接表すと考えられる条項を「法典」に見いだすのは困難である。なぜなら仏教が否定した火を祀り、沐浴や「供犠」によって清らかになることを認めているからである。

[29] 原始仏教聖典によれば、彼らの住所には龍が住んでいる場合もあったようであるが、これは螺髻梵志の有する特性というものではなかったであろう。したがって「法典」からそのようなことを推測させるようなものはない。

[30] 以上の結果を原始仏教聖典にならって、表にして整理してみよう。これは項目に関する通りの記述があるかないかを示したものであり、○はある場合、×はそれに反する場合である。△はあいまいな場合である。またその他の記述がある場合は、それを記入しておいた。記述がないものについては空欄とした。

項 目	ストトラ				シャーストラ				
	学生	家住 (贖罪)	林住	遊行	学生	家住 (贖罪)	林住	遊行	
1	バラモン階級 (1)	○		○	○		○	○	
2	出家 (2)	△		○	△		○	○	
3	仙人	×		×	×		×	×	
4	螺髻	○+他	剃髪	○	剃、頂髻	○+他	剃髪、 辮髪	○	短髪
5	鬚・体毛・爪			○			○	○	×
6	鹿皮	○		○			○	○	
7	樹皮	○+袈裟		○	袈裟		○	○	ぼろ布
8	不潔	○							
9	アーシュラマ			○					
10	草庵			樹下	無住		小屋 (kuṭi)	樹下	無住
11	集団			?	×			?	×
12	根・果実		△ (3)	○				○	
13	節食・断食		○	○	○		○	○	○
14	苦行		○	○	○		○	○	○
15	火を祀る			○				○	
16	沐浴		○	○			○	○	
17	供犠			○				○	
18	蹲踞			△				△	

原始仏教聖典におけるバラモン修行者

19	泥や灰を塗る			×				×	
20	ヴェーダ・真言	○		○	○	○		○	○
21	水瓶			○	○			△	○
22	天秤棒							△	△
23	杖	○		○	○	○		△	○
24	供養			○	×			○	×
25	欲の肯定			△	×			△	×
26	知識			○	○			○	○
27	牟尼・阿闍梨			○	○			○	○

- (1) 例外あり
- (2) 学生は準出家
- (3) 熟して落ちた果実

[31] 上の表と、先に作成した仏教聖典の螺髻梵志の表を対照して考えてみよう。

[31-1] 上の表の林住期については、「スートラ」と「シャーストラ」とともにほとんどが○になっている。この表は原始仏教聖典に登場する螺髻梵志の特徴を項目としたものであって、これと相応するという事は、仏教聖典に登場する螺髻梵志は「法典」に規定されるバラモンの第3の「林住期」の生活規定と重なるということの意味する。特に後期の原始仏教聖典に現れる螺髻梵志は「法典」の「林住者」とほとんどオーバーラップすると言ってよい。したがって後期聖典の言う「螺髻梵志」は「法典」の言う「林住者」に相当すると結論できる。

しかし「遊行者」については重なる部分もあるにはあるが反する項目も少なくない。特に「螺髻梵志」の名の由来になっている髪形の相違はゆるがせにできない。

[31-2] 仏教聖典の表でも原始聖典の部分は△の部分があって、これはバラモンの修行者にも例えば禿頭の者があったとか裸行あるいは袈裟の者があったということや、逆に他の宗教者にも同様の特徴を有する場合があったなど、バラモンの修行者もそしてその他の宗教の修行者も、ともにイメージが確定していなかったということの意味する。しかしこの△の示すところは、むしろ「法典」のうちの「スートラ」の規定する遊行者の特徴と重なると言ってよい。「スートラ」では遊行者には禿頭も袈裟も許されているからである。

古い時代にはそれぞれの宗教の修行者のイメージが確立していなかったということは、「スートラ」の時代の遊行者像は禿頭でも頂髪でも、袈裟でも裸行でも一衣でもよいとされるように「法典」からも言いうる。しかし「シャーストラ」時代になると、遊行者は禿頭や袈裟ではなく短髪や糞掃衣ということになった。

[31-3] 以上をまとめると次のようになる。原始仏教聖典の時代はバラモン教の修行者もニガンタ（ジャイナ教）の修行者もあまり区別がなかった。要するにバラモン教やニガンタの修行者の中には、螺髻にする者も禿頭にするものも頂髪にする者もあったし、鹿皮や樹皮を着る者も、袈裟を着る者も、一衣の者も、裸行の者もあって、必ずしも特定のイメージ

はなかった。このうち「螺髻」にするバラモン修行者の代表者が三迦葉であり、またケーニヤであった。しかし後期の原始聖典時代になるとバラモンの修行者像は「螺髻にした者」「鹿皮や樹皮を着た者」というイメージが定着し、ニガンタの徒は裸行、そして仏教の修行者は禿頭で鹿皮や樹皮ではない三衣を着るということになった、ということになるであろう。

一方これを「法典」の規定から言い換えてみると、原始聖典のバラモンの修行者像は林住者と遊行者を区別せず一緒に扱っていたが、後期聖典ではバラモンの修行者のうちの遊行期にある者については無視し、もっぱら林住期の修行者をもってバラモン教の修行者像とした、ということになるであろう。「スートラ」においても「シャーストラ」ほどではないが、それでも林住期と遊行期の生活はそれなりに区別されているが、しかし遊行期の生活規定には例えば禿頭と頂髪の両方が認められているように、あまりはっきりしない部分もあることも否定できない。現実には原始仏教聖典が描くようにそれほどきちんと分けられていなかったものが、すなわち第3と第4のアーシュラムはそれほどきちんと分けられていなかったものが、徐々に区分されていったものと考えられることができるかも知れない。

[31-4] 上述のように考えると、時代が下るにつれてバラモン教も仏教もそれぞれが独自性を発揮し、個別化を図るようになっていたのである。それが後期の原始仏教聖典や「シャーストラ」から推測されるのであるが、実は「律蔵」に規定される仏教の比丘・比丘尼の生活規定を見ると、すでにその意図が明らかに見て取れる。「律蔵」はここでは原始聖典として扱っているのであるが、実際に現形にまとめられたのは、かなり後になってからの可能性も否定できない。しかし細部にわたって検討を施すことになると、この作業を最初から見直さなければならないことになるので、取りあえずは大ざっぱに「律蔵」の細かな規定は、後世に付加ないしは変更された可能性があることのみを指摘しておくに止めたい。